障がいのある方の

自 立 支 援 の し お り

平成２８年度

長　野　県

目　　次

利用される皆様へ …… 1

１　手 帳 制 度

1　身体障害者手帳の交付を受けるには …… 2
　身体障害者障害程度等級表一覧 …… 3
2　療育手帳の交付を受けるには …… 7
　知的障がい者の障がいの程度 …… 8
3　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには …… 9
　精神障害者保健福祉手帳障害等級表 …… 10

２　住 ま い（住宅）

1　住宅を建築するときは
　信州健康エコ住宅助成金 …… 12
　信州型住宅リフォーム助成金 …… 12
2　住宅を改良するときは …… 13
3　県営住宅へ入居するには …… 15
4　グループホームを利用するには …… 16

３　就 労 支 援

1　障害福祉サービス事業所を利用するには
　就労移行支援 …… 17
　就労継続支援Ａ型・Ｂ型 …… 17
2　共同作業所を利用するには …… 17

４　手当・年金等

1　年金を受けるには
　障害基礎年金 …… 18
　障害厚生年金及び障害手当金 …… 19
　特別障害給付金 …… 20
☆年金事務所一覧表 …… 21
　心身障害者扶養共済制度 …… 22
2　手当等を受けるには
　特別児童扶養手当 …… 23
　児童扶養手当 …… 24
　障害児福祉手当 …… 26
　特別障害者手当 …… 26
　福祉手当（経過措置） …… 27
　交通・災害遺児見舞金及び就職激励金 …… 27
　自動車事故重度後遺障害者介護料 …… 27
3　生活福祉資金の貸付けを受けるには …… 28

５　税　　金

１　国税に関する控除・非課税適用を受けるには
所得税に関する障がい者の所得控除 …… 29
所得税に関する障がい者の控除（所得・医療費） …… 30
利子等の非課税 …… 30
相続税に関する障害者控除 …… 30
贈与税の非課税 …… 31
消費税の非課税 …… 31
２　地方税：県民税、市町村民税等に関する控除・非課税を受けるには
県民税及び市町村民税に関する障がい者の所得控除 …… 32
自動車取得税・自動車税の減免 …… 33
個人事業税の非課税 …… 35
障がい者を雇用する法人・個人事業者に対する事業税の不均一課税 …… 35

６　在宅サービス

１　補装具の交付・修理を受けるには …… 36
２　軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成を受けるには …… 36
３　日常生活用具の給付・貸与を受けるには …… 37
４　居宅生活における支援（ホームヘルプサービス等）を利用するには
訪問系サービス（障害福祉サービス） …… 38
５　地域生活支援事業（市町村事業） …… 40
６　施設での一時的介護等を利用するには
障がい児者等の短期入所 …… 41
障がい児者等のタイムケア …… 41
地域活動支援センター …… 41
７　外出時の付き添いが必要なときには
移動支援 …… 42
盲ろう者通訳・介助員派遣事業 …… 42
８　手話通訳・要約筆記者を利用するには …… 42
９　身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付を受けるには …… 43
10　通園等に係る交通費等の助成を受けるには …… 43
11　駐車禁止規制の適用除外を受けるには …… 44
12　放課後の遊びや生活の場を利用するには …… 44
13　積雪時の除雪が必要なときは（住宅除雪支援員の派遣） …… 44
14　在宅で理容・美容サービスを受けるには …… 45
15　在宅で歯科診療を受けるには
在宅歯科医療連携室 …… 46
在宅重度心身障がい児（者）の訪問歯科健診 …… 46

７　施設サービス

１　入所施設を利用するには
障害者支援施設 …… 47
２　通所施設を利用するには
生活介護事業所 …… 47

8　医　　療

1　医療を受けるには
障がい者歯科診療 …… 48
難病についてのご相談は …… 48
2　医療費の助成を受けるには
更生医療・育成医療の給付 …… 49
精神障がい者の通院医療費給付 …… 49
精神障がい者の措置入院医療費給付 …… 50
障がい者医療費給付 …… 50
小児慢性特定疾病医療費給付 …… 50
難病患者の医療費給付（特定医療費　国指定難病） …… 50
難病患者の医療費給付（特定疾病医療費　県指定難病） …… 51
難病患者の医療費給付（特定疾患治療研究事業） …… 51
先天性血液凝固因子障害等患者の医療費給付 …… 51
遷延性意識障害者医療費給付 …… 51
ウイルス肝炎医療費給付 …… 52
3　医療的ケア等のある通所施設等を利用するには
障がい児（者）施設訪問看護サービス事業 …… 52

9　発達に関すること（療育）

1　療育相談等を受けるには …… 53
2　通所による療育・訓練を受けるには …… 54
3　入所による療育・訓練を受けるには …… 55
☆　長野県信濃学園のご案内 …… 55

10　教　　育

1　教育についての相談を受けるには
教育相談 …… 56
市町村の就学相談 …… 56
2　視覚・聴覚障がい幼児が早期教育を受けるには …… 56
3　特別支援学校への入学について
視覚障がい児（者）に対する教育 …… 57
聴覚障がい児（者）に対する教育 …… 57
知的障がい児（者）に対する教育 …… 57
肢体不自由児（者）に対する教育 …… 58
病弱児（者）に対する教育 …… 58
4　特別支援学級について
知的障害特別支援学級 …… 59
自閉症・情緒障害特別支援学級 …… 59
5　就学奨励費を受けるには
就学奨励費 …… 59
☆総合教育センター・教育事務所一覧表 …… 60
☆特別支援学校一覧表 …… 60

11　社会生活力の向上

身体障害者更生相談所の巡回相談 …… 62
在宅重度身体障害者訪問診査 …… 62
音声機能障がい者発声訓練 …… 63
視覚障がい者社会生活訓練 …… 63
聴覚障がい者社会生活訓練 …… 63
障がい者支え合い活動支援事業 …… 64
精神保健福祉相談事業 …… 64
☆　長野県立総合リハビリテーションセンターのご案内 …… 65

12　働 く 場（雇用）

１　職業訓練を受けるには
公共職業訓練 …… 67
一般職場適応訓練 …… 67
短期職場適応訓練（職場実習） …… 67
盲人ホーム …… 68
２　就職をするには
自動車運転免許の取得 …… 68
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業 …… 68
障害者トライアル雇用事業 …… 68
３　障がい者を雇用する企業が助成を受けるには
障がい者雇用企業への助成 …… 69
☆県内公共職業安定所（ハローワーク）一覧 …… 69
４　職業訓練、相談、職場定着
長野障害者職業センター …… 70
工科短期大学校 …… 70
技術専門校 …… 70
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 …… 71
長野県が行う職業紹介事業 …… 71
地域連携促進コーディネーター …… 72
障がい者ＩＴサポートセンター …… 72
ＯＪＴによる障がい者の就労促進事業 …… 72
障害者就業・生活支援センター（就業支援ワーカー） …… 73

13　各種割引制度

１　運賃等の割引を受けるには
鉄道運賃の割引 …… 74
バス運賃の割引 …… 76
タクシー運賃の割引 …… 76
航空旅客運賃の割引 …… 76
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引 …… 77
２　郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには
点字郵便物等の無料扱い …… 77
点字ゆうパック等の運賃 …… 78
３　青い鳥郵便葉書の無償配布を受けるには …… 78
４　ＮＨＫ受信料の免除を受けるには …… 79
５　携帯電話関連のサービスを受けるには
携帯電話の割引サービス …… 80
点字請求サービス …… 80

14　視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報支援に関すること

１　情報の提供を受けるには
点字・声による即時情報の提供 …… 81
点字広報、テープ広報の発行等 …… 81
２　ＣＤ・ＤＶＤ・図書等を借りるには
点字図書、声の図書等の貸出 …… 81
録音テープの貸出 …… 81
字幕入りＤＶＤの貸出 …… 81
３　ＮＴＴ関連のサービスを受けるには …… 82
無料電話番号案内（ふれあい案内） …… 82
ＦＡＸによるサービス …… 83
電話お願い手帳 …… 83
４　磁気ループ等について …… 84
☆　長野県聴覚障がい者情報センターのご案内 …… 85

15　スポーツ・文化

１　スポーツ・行事開催一覧 …… 86
２　県立の文化施設を利用するときは …… 87
３　県都市公園のスポーツ施設等を利用するときは …… 87
４　ボランティア活動・ＮＰＯ法人の設立について知りたいときは …… 87
５　障がい者スポーツの情報について知りたいときは …… 87
☆　長野県障がい者福祉センター（サンアップル）のご案内 …… 88
☆　特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会のご案内 …… 91

16　人権・選挙

１　人権に関わるご相談は
　長野県人権啓発センター ･････ 93
　障がいを理由とする差別に関する相談窓口 ･････ 93
２　郵便等による不在者投票をするには ･････ 94

17　権 利 擁 護

１　障がい者の虐待に関わるご相談は ･････ 95
２　法的トラブルに関わるご相談は
　法テラス長野 ･････ 95
３　成年後見制度に関するご相談は
　成年後見支援センター ･････ 96
４　日常生活自立支援事業 ･････ 97

18　消費生活に関すること

１　消費生活相談
　県消費生活センター ･････ 98
２　金融機関におけるサービス ･････ 98

19　相 談 窓 口

１　障がい福祉・保健・医療についてのご相談は
☆保健福祉事務所一覧表（郡福祉事務所・保健所） ･････ 99
☆長野市保健所（保健・医療についてのご相談） ･････ 99
☆精神保健福祉センター（精神保健についてのご相談） ･････ 99
☆市福祉事務所一覧（障がい福祉についてのご相談） ･････ 100
☆障がい者総合支援センター ･････ 101
２　18 歳未満の児童についての総合的なご相談は
☆児童相談所(知的障害者更生相談所)一覧表 ･････ 102
３　高次脳機能障害についてのご相談は
☆拠点施設一覧表 ･････ 102
４　地域における身近なご相談は ･････ 102
５　障がい者虐待についての相談、通報は ･････ 103
６　障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧 ･････ 109

20　主な障がい者関係団体 ･････ 114

利用される皆様へ

本書は、障がいのある方の自立生活を支援する各種福祉施策の内容を、原則として平成 28 年４月現在でまとめてあります。施策によっては変更される場合がありますので、詳細は最寄りの保健福祉事務所、市町村等の窓口にお確かめください。

また、手当や年金等の対象となる障がい程度は、制度ごとに個別に定められており、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載されている等級と異なります。これらの制度の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

該当する障がい程度の記載例（身体障がいの場合）

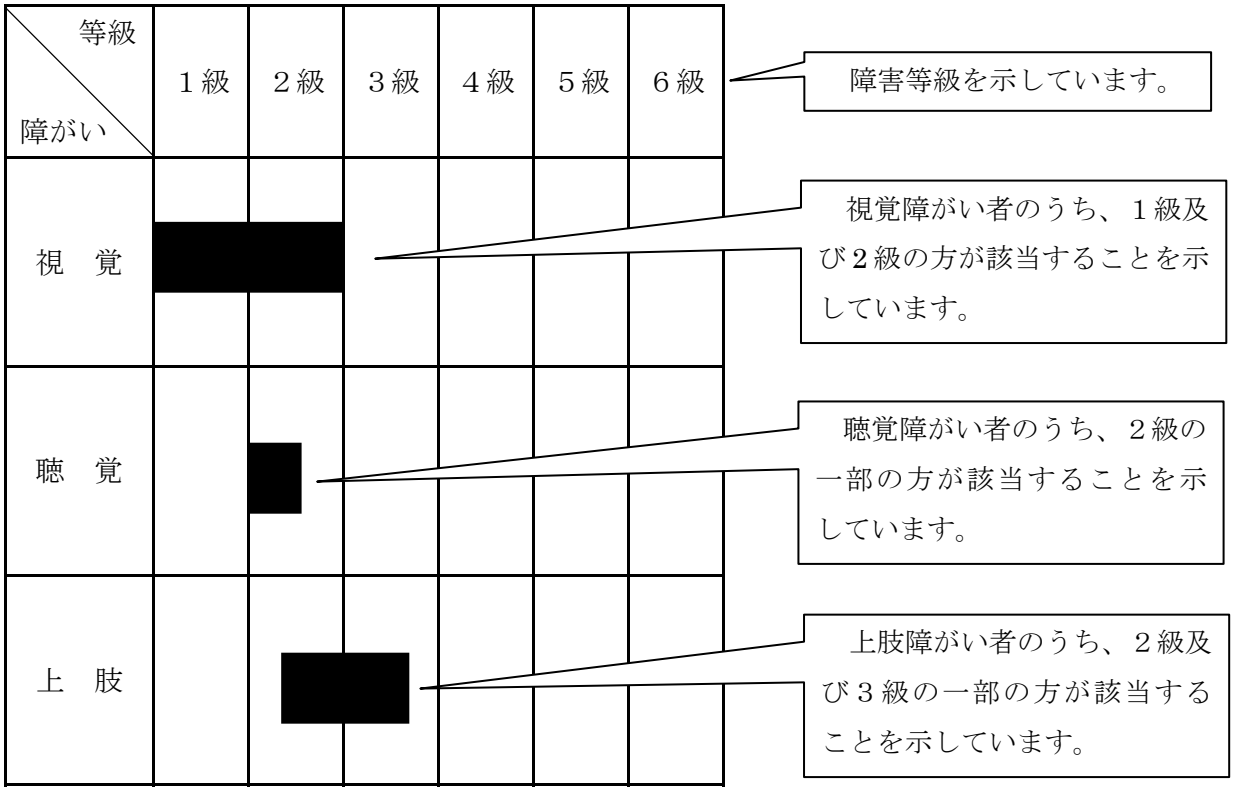

※「障害」の表記について

長野県では、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しております。

（ただし、法令の名称や用語、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合等は除きます。）

1　手 帳 制 度

1　身体障害者手帳の交付を受けるには　（身体障がい者）

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。身体障害者福祉法によるサービス以外にも、電車、バス、飛行機等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、１級～６級までに区分されます。

交付対象者	次の身体上の障がいがある方（いずれも一定以上で永続することが要件となります。） ・視覚障がい ・聴覚障がい ・平衡機能障がい ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい） ・心臓機能障がい ・じん臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・ぼうこう又は直腸機能の障がい ・小腸機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい ・肝臓機能障がい
必要書類	・身体障害者交付申請書 ・指定医師による診断書・意見書 ・写真（縦４cm×横３cm、正面脱帽）
窓口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

【手続きの流れ】

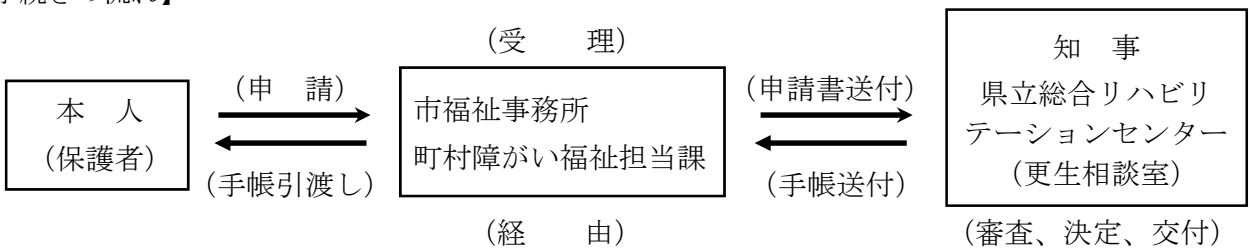

身体障害者障害程度等級表一覧

級別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害
１級	両眼の視力の和が0.01以下のもの			
２級	①両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
３級	①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
４級	①両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
５級	①両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ②両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
６級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

級別	肢　体　不　自　由	
	上　肢	下　肢
１級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
２級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの
３級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
４級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の１以上短いもの
５級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの15分の１以上短いもの
６級	①上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
７級	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して３センチメートル以上又は健側の長さの20分の１以上短いもの

級別	肢体不自由			心臓機能障害	じん臓機能障害
	体幹機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			
		上肢機能	移動機能		
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		

級別	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
１級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
２級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
３級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
４級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
５級					
６級					

２　療育手帳の交付を受けるには　（知的障がい者）

療育手帳は、知的障がいがある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機（国内線に限る）等の交通機関の割引制度があります。

障がいの程度によって、Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２に区分されます。

交付対象者	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
必要書類	・療育手帳交付申請書 ・写真（縦４cm×横３cm、正面脱帽）
窓口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

【手続きの流れ】

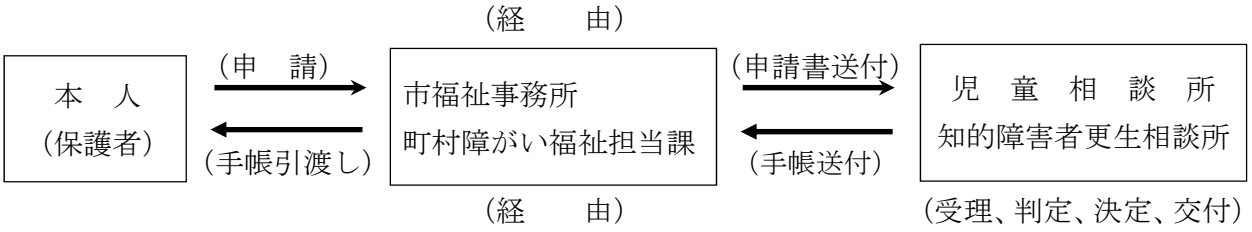

知的障がい者の障がいの程度

1　障害の程度の区分表

区　　分		身体障害者				備　考
		重度（1、2級）	中度（3、4級）	軽度（5、6級）	なし	「身体障害者」欄の（　）内の数字は、身体障害者福祉法に基づく障害等級である。
知的障害	重度（IQ35以下）	A1				
	中度（IQ36～50）	A2	B1			
	軽度（IQ51～75）	B2				

・A1・・・重度の知的障害（IQ35以下）

・A2・・・中度の知的障害（IQ36～50）であって、3級以上の身体障害を合併している者

・B1・・・中度の知的障害（IQ36～50）

・B2・・・軽度の知的障害(IQ51～75)

2　発達障害の程度の指標（厚生労働省の知的障害者実態調査（1975）における知的障害の程度に関する判定資料）

段階／年齢	軽　　度	中　　度	重　　度	最　重　度
5歳以下	・日常会話はどうにかできる ・数の理解はすこし遅れている ・運動機能の目立った遅れは見られない ・身のまわりの始末は大体できるが不完全	・言語による意思表示はいくらかできる ・数の理解に乏しい ・運動機能の遅れが目立つ ・身のまわりの始末は部分的に可能 ・集団遊びは困難	・言葉がごく少なく意思の表示は身振りなどで示す ・ある程度の感情表現はできる(笑ったり、怒ったり等) ・運動機能の発達の遅れが著しい ・身のまわりの始末はほとんど出来ない ・集団遊びは出来ない	・言語不能 ・最小限の感情表示（快、不快等） ・歩行が不能又はそれに近い ・食事、衣服の着脱などはまったくできない
6歳から11歳	・普通の学級における学習活動についていくことは難しい ・身辺整理は大体できる ・比較的遠距離でも一人で通学できる	・日常会話はある程度可能 ・数の理解が身につき始める ・身辺整理は大体できるが不完全 ・ゲーム遊びなどの集団行動はある程度可能	・言語による意思表示はある程度可能 ・読み書きの学習は困難である ・数の理解に乏しい ・身近なものの認知や区別はできる ・身辺整理は部分的に可能 ・身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない ・ごく簡単なお手伝いはできる	・言語は数語のみ ・数はほとんど理解できない ・食事、衣服の着脱など一人ではほとんどできない ・一人遊びが多い
12歳から17歳	・小学校3～4年生程度の学力にとどまる ・抽象的思考や合理的判断に欠ける ・身辺整理は普通児並にできる ・基本的な作業訓練は可能である	・小学校2～3年生程度の学力にとどまる ・身辺整理は大体できる ・簡単なゲームのきまりを理解する ・単純な作業に参加できる		
18歳以上	・小学校5～6年生程度の学力にとどまる ・抽象的思考や合理的判断に乏しい ・事態の変化に適応する能力は弱い ・職業生活はほぼ可能	・簡単な読み書きや金銭の計画ならばできる ・適切な指導のもとでは対人関係や集団参加がある程度可能 ・単純作業に従事できる	・日常会話はある程度できる ・ひらがなはどうにか読み書きできる ・数量処理は困難 ・身辺整理は大体できる ・単純作業にある程度従事できる	・会話は困難 ・文字の読み書きはできない ・数の理解はほとんどできない ・身辺整理はほとんど不可能 ・作業能力はほとんどない

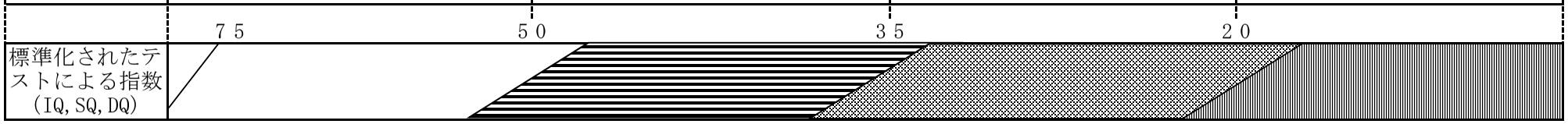

（注）１「５歳以下」の欄は、おおむね４～５歳児の発達障害を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
２「標準化されたテストによる指数」欄の数と斜線は「おおむね」の意味をもつ。

３　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには　（精神障がい者）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある方が様々な福祉的施策を利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、１級、２級、３級に区分されます。

交付対象者	精神疾患（知的障がいがある場合を除く）を有しているために、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
必要書類	・障害者手帳申請書 ・医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等 ・写真（縦４cm×横３cm、正面脱帽）
窓口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課

【手続きの流れ】

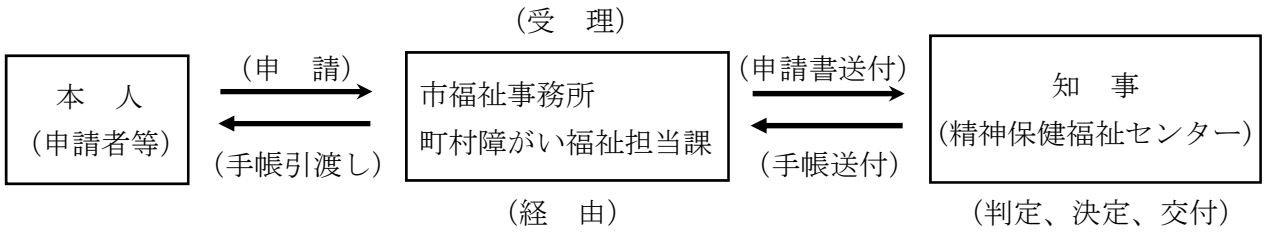

精神障害者保健福祉手帳障害等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
１級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2　気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 4　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの。 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神病神経状が高度のもの。 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの。 7　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの。 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	1　調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2　洗面、入浴、更衣、清掃などの身辺の清潔保持ができない。 3　金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4　通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6　身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7　社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会活動に参加できない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）
２級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの。 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 4　てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの。 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの。 7　発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの。 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	1　調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。 3　金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4　通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6　身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7　社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助なしにはできない。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
３級 （精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	1　統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。 2　気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの。 3　非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記１、２に準ずるもの。 4　てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの。 5　中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくないが、その他の精神神経症状があるもの。 6　器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの。 7　発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの。 8　その他の精神疾患によるものにあっては、上記の１～７に準ずるもの。	1　調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことはできるがなお援助を必要とする。 2　洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3　金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4　規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5　家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6　身辺の安全の保持や危機的状況での適切な対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7　社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8　社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記１～８のうちいくつかに該当するもの）

２　住 ま い（住宅）

１　住宅を建築するときは

信州健康エコ住宅助成金

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>省エネルギー基準に適合し、県産木材を使用した住宅を新築される方に助成金を支給します。さらに、バリアフリー化を含む諸条件を満たして「ふるさと信州・環の住まい」認定を受ける等、選択基準にあてはまる場合は、助成額が加算されます。</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>県内に自己居住用の住宅を新築する方</td></tr>
<tr><td>対 象 住 宅</td><td>次の基準を満たす木造住宅（基本基準は必須）
<table>
<tr><td>基本基準</td><td>○建築物エネルギー消費性能基準適合
○県産木材（認証材）を使用（60%相当以上）
○設計者、工事監理者が住宅省エネルギー講習会修了
○住宅見学会を実施</td></tr>
<tr><td>選択基準</td><td>○ふるさと信州・環の住まいの認定

※　認定には、対象住宅が
・バリアフリー化
・長寿命化
・総合環境性能
に加え、省エネルギー性能の向上、CO2排出量の積極的削減、自然エネルギーの利用等を達成している必要があります。

○県産木材（認証材）を使用（80%相当以上）
○CASBEE評価でＳランク取得
○工務店が若手大工を育成する現場
○建築主が県外から県内へ移住</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>助 成 金 額</td><td>30万円（選択基準１項目につき10万円加算。最大80万円）</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>県庁建築住宅課、地方事務所建築担当課</td></tr>
</table>

信州型住宅リフォーム助成金

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>県産木材を使用して既存住宅の省エネリフォーム等をされる方に助成金を支給します。</td></tr>
<tr><td>対　　象　　者</td><td>県内に居住している方又は県外から県内に移住される方</td></tr>
<tr><td>対 象 工 事</td><td>県内に本店を置く建設業者等が施工する以下の工事を含む５０万円以上のリフォーム工事
① 断熱性能改修工事（開口部又は天井・壁など）
② 県産木材の板材（厚さ９ｍｍ以上の無垢材又は複合フローリング材）を仕上げ材に10㎡以上使用する床、壁、天井等の改修工事
③ 県産木材の構造材等を１㎥以上使用する改修工事
④ 高齢者等配慮改修工事（住居内の段差解消又は寝室、便所若しくは浴室の手すり設置等）</td></tr>
<tr><td>助 成 金 額</td><td>リフォーム工事費全体の20%（１万円未満切り捨て）
※ 助成限度額
県内に住んでいる方　対象工事①～③のうち２つを選択　20万円
〃　対象工事①～④のうち３つを選択　30万円
県外から移住される方　対象工事①～③のうち２つを選択　30万円
〃　対象工事①～④のうち３つを選択　50万円</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>県庁建築住宅課、地方事務所建築担当課</td></tr>
</table>

２　住宅を改良するときは（1）

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>身体障がいのある方が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所等を整備改善する場合に補助します。
<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="7">該当する障がい程度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申込者又は同居親族</td><td rowspan="3">身体障がい</td><td>１級</td><td>２級</td><td>３級</td><td>４級</td><td>５級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（注）市町村が、この事業を実施していない場合は、補助が受けられません。</td></tr>
<tr><td>利用できる者</td><td>前年の所得税額が８万円以下の世帯。ただし、身体障害者手帳４～６級所持者については、独居者又は常時介護する者がいない方。</td></tr>
<tr><td>補 助 限 度</td><td>70万円と内容欄に規定する対象経費とを比較していずれか少ない額</td></tr>
<tr><td>自 己 負 担 額</td><td>補助限度額の10分の１（千円未満切り上げ）</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村障がい福祉担当課（長野市を除く）</td></tr>
</table>

２　住宅を改良するときは（2）　（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="4">1　自己の居住の用に供する家屋について下記工事のいずれかのバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合、住宅リフォーム・ローン減税と、住宅のバリアフリー改修促進税制のどちらかを選択して控除を受けることができ、住宅リフォーム・ローン減税を選択した場合には、所得税から控除しきれなかった控除額は、住民税から控除されます。
2　自己の居住の用に供する家屋について下記工事のいずれかのバリアフリー改修工事を行った場合、住宅リフォームに係る税額控除を受けることができます。
（注）上記１及び２の要件のいずれにも該当する方は、選択によりいずれか一つの控除の適用を受けることになります。</td></tr>
<tr><td>利用できる方</td><td colspan="4">1　所得税法第２条第１項第28号に規定する障がい者に該当する方
2　前記に該当する者である親族と同居を常況としている方
（注）同居に係る判定は、居住年の12月31日の現況によるものとされています。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">控　除　率　等</td><td></td><td>住宅ﾘﾌｫｰﾑ･ﾛｰﾝ減税</td><td>住宅のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修促進税制</td><td>住宅ﾘﾌｫｰﾑに係る税額控除</td></tr>
<tr><td>控除率</td><td>1%</td><td>2%
（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修工事分以外は1%）</td><td>バリアフリー改修工事の標準的な費用の額（最高200万円）の10%</td></tr>
<tr><td>控除期間</td><td>10年間</td><td>5年間</td><td>1年間</td></tr>
<tr><td>ローンの限度額</td><td>4,000万円</td><td>250万円（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修工事分）
1,000万円（増改築工事全体）</td><td></td></tr>
<tr><td>ローンの償還期間要件</td><td>10年以上</td><td>5年以上
又は、死亡時一括償還
（住宅金融支援機構からの借入金に限る。）</td><td></td></tr>
<tr><td>工事費の要件</td><td>100万円超
（補助金等をもって充てる部分を除く）</td><td>50万円超
（補助金等をもって充てる部分を除く）</td><td>50万円超
（補助金等をもって充てる部分を除く）</td></tr>
<tr><td>対象工事等</td><td colspan="4">1　対象工事内容
(1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
(2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
(3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
(4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
・便器を座便式のものに取り替える工事
・座便式の便器の座高を高くする工事
(5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
(6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
(7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
(8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
2　確定申告の際には、建築士等の増改築等工事証明書等が必要です。</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="4">上記にあわせ固定資産税の減額措置も受けられます。</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td colspan="4">税務署、市町村税務担当課</td></tr>
</table>

３　県営住宅へ入居するには

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>
１　障がいのある方の優先入居
以下の障がい程度の障がい者（単身又は同居する世帯）は抽選時に優先入居できる制度があります。
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="6">優先入居に該当する障がい程度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">申込者又は同居親族</td><td rowspan="2">身体障がい</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">知的障がい</td><td>A1</td><td>A2</td><td>B1</td><td>B2</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神障がい</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
２　障がいのある方の単身入居資格
以下の障がい程度の障がい者は単身入居資格があります。
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="6">単身入居に該当する障がい程度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">申込者</td><td rowspan="2">身体障がい</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">知的障がい</td><td>A1</td><td>A2</td><td>B1</td><td>B2</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神障がい</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（注）　常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難又はできない者を除きます。

身体障がいのある方は住宅の仕様について配慮した特定目的住宅（身体障がい者向住宅）に入居できる制度もあります。
</td></tr>
<tr><td>入居できる者</td><td>収入月額が21万４千円以下の世帯
（収入とは、公営住宅法施行令の定めにより算出した額です。以下に同じ。）</td></tr>
<tr><td>減　　免</td><td>収入月額が県の規則で定める一定の基準以下の場合、家賃の３分の１又は２分の１の額が減免されます。</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>地方事務所建築担当課、長野県住宅供給公社</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>市町村にも同様の制度がある場合があります。市町村公営住宅担当課へご相談ください。</td></tr>
</table>

４　グループホームを利用するには

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事、入浴、排せつ等の介護、相談その他日常生活上の援助を行います。
利用者負担	１　所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。 ２　事業者が利用者から徴収できる経費として、次の費用が必要となります。 (1) 家　賃 (2) 食材費 (3) 光熱水費 (4) 日用品費等 ※生活保護または低所得の世帯の場合、月額１万円を限度として家賃助成があります。
施設の所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

3　就　労　支　援

1　障害福祉サービス事業所を利用するには

就労移行支援　（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	一般企業などへ就労を希望する障がい者の方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
利用できる方	原則として 65 歳未満の方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

就労継続支援Ａ型・Ｂ型　（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、就労の機会を提供するとともに、就労及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。 雇用契約等を結び利用するＡ型と、雇用契約等を結ばないで利用するＢ型に分類されます。
利用できる方	**（就労継続支援Ａ型）** 原則として 65 歳未満の方で、企業などに就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方 **（就労継続支援Ｂ型）** 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

2　共同作業所を利用するには　（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	**（障害者共同作業所）** 心身障がい者や老人等に就労又は技能習得の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための各種相談や作業訓練等を通所の方法により行う施設です。 ※平成 19 年度から市町村単独事業 **（精神障害者小規模訓練施設）** 回復途上にある精神障がい者に通所による生活指導・作業訓練を実施し、社会復帰の促進を図る施設です。　※平成 19 年度から市町村単独事業
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

4　年金・手当等

1　年金を受けるには

障害基礎年金

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

1　次の要件をすべて満たす人に支給されます。

(1) 初診日に関する要件
初診日において次のア又はイに該当すること。
ア　国民年金の被保険者であること
イ　被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

(2)　障害認定日に関する要件
障害認定日（原則として初診日から起算して１年６月を経過した日）においてその傷病により国民年金法施行令別表で定める１級又は２級の障害の状態に該当すること。

(3)　保険料納付要件
初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の３分の２以上あること。
または、初診日が平成38年４月１日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料未納期間がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

ただし、20歳前の初診日にかかる障害については、上記(1)、(3)の要件に該当しなくても20歳以降に一定以上の障害の状態にあれば支給されます。

※　障害認定日において、一定以上の障害にない人が事後において一定以上の障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります。（65歳前に請求することが必要です。）

2　年金額

年　金　額（平成28年度）	１　級	975,125円
	２　級	780,100円

（注）　障害基礎年金の受給権者と生計を同一にしている子（18歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある子及び20歳未満で１級・２級の障害の状態にある子に限る。）がいる場合は、子の人数に応じて次の額が加算されます。

加　算　額（平成28年度）	１人目及び２人目の子	１人につき224,500円
	３人目以降の子	〃　74,800円

3　支給制限
初診日が20歳前の傷病による障害基礎年金又は昭和61年4月に障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金、平成6年法に該当することにより支給される障害基礎年金を受給している人は、所得により支給が制限されます。
また、他の公的年金を受けることができる場合にも支給が制限されることがあります。

障害厚生年金及び障害手当金

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

1　次の要件をすべて満たすものに支給されます。

(1)　厚生年金加入中に初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。

(2)　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済組合の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が３分の２以上あること。
　ただし、初診日が平成38年４月１日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料未納期間がないこと（初診日において65歳以上の者は除く）。

(3)　障害認定日（原則として初診日から起算して１年６か月を経過した日）において、その傷病により国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当すること。

※　障害認定日において、一定以上の障害にない人が事後において一定以上の障害状態になった場合にも支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります。（65歳前に請求することが必要です。）

2　支給額

(1) 年金額　　（平成28年度）

	障害厚生年金	障害基礎年金
1級障害	報酬比例の年金額×1.25 生計を維持する配偶者がいる場合 配偶者加給年金額　224,500円	975,125円 子の加算 ２人まで１人　224,500円 ３人目から１人　74,800円
2級障害	報酬比例の年金額×1.0 生計を維持する配偶者がいる場合 配偶者加給年金額　224,500円	780,100円 子の加算 ２人まで１人　224,500円 ３人目から１人　74,800円
3級障害	報酬比例の年金額×1.0 ※３級障害の場合は、障害基礎年金が支給されないので、585,100円が最低保障される。	

(2) 障害手当金
　報酬比例の年金額×2.0
　　一時金最低保障額　1,170,200円

3　支給制限
　他の公的年金を受けることができる場合には支給が制限されることがあります。

特別障害給付金

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

1　制度の概要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として創設されました。

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利を有していない人に支給されます。

(1)　昭和61年３月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者の配偶者であり、かつ、国民年金保険法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金１級、２級相当に該当する程度の障害の状態にあること。

(2)　平成３年３月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害基礎年金１級、２級相当に該当する程度の障害の状態にあること。（国民年金任意加入であった学生とは、大学、大学院、短大、高等学校及び高等専門学校の昼間部に在学していた学生で定時制、夜間部、通信を除く。また、昭和61年４月から平成３年３月までは専修学校及び一部の各種学校を含む。）

（注）65歳に達する日の前日までにおいて当該障害等級に該当する程度の障害の状態に至った人に限ります（65歳前に請求することが必要です）。

2　支給額

月　額	1　級	51,450円
	2　級	41,160円

3　支給制限

受給している本人の所得により支給が制限されます。

他の公的年金を受ける場合には、その受給額相当額は支給されません。経過的福祉手当を受給されている方は、特別障害給付金を受給した場合、経過的福祉手当の受給資格がなくなります。

障害年金・特別障害給付金の１・２級に該当する障がい程度は、おおむね次のとおりです。

年金	障がい＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
１級	視　　覚	■	■				
	聴　　覚		■				
	上　　肢	■	■				
	下　　肢	■	■	■			
	体　　幹	■	■				
	心　　臓	■					
	じん臓	■					
	呼吸器	■					
	知的障がい	精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの					
	精神障がい	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの					

年金	障がい＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
２級	視　　覚			■			
	聴　　覚			■			
	平　　衡			■			
	音声・言語			■	■		
	そしゃく			■			
	上　　肢		■	■			
	下　　肢			■	■		
	体　　幹			■			
	心　　臓	■					
	じん臓	■		■			
	呼吸器	■		■			
	ぼうこう又は直腸	■		■			
	知的障がい	精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					
	精神障がい	日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの					

※　身体障害者手帳等の級と障害年金との対照表はあくまで目安となります。
　必ず該当するというものではありませんのでご注意ください。

１級…日常生活において、他人の介護を必要とするもの

２級…日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの

３級…労働が著しい制限を受ける又は、労働に著しい制限を加えるもの

窓　　口 （お問い合わせ先）	(1) 障害基礎年金と特別障害給付金について 市町村国民年金担当課（係）、住所地を管轄する年金事務所 (2) 障害厚生年金について 勤務先を管轄する年金事務所

☆　年金事務所一覧表

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野南年金事務所	380-8677	長野市岡田町126-10	026-227-1284
長野北年金事務所	381-8558	長野市吉田3-6-15	026-244-4097
岡谷年金事務所	394-8665	岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661
伊那年金事務所	396-8601	伊那市山寺1499-３	0265-76-2301
飯田年金事務所	395-8655	飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641
松本年金事務所	390-8702	松本市白板2-5-1	0263-32-5822
小諸年金事務所	384-8605	小諸市田町2-3-5	0267-22-1082

心身障害者扶養共済制度　　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したり著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です。 １人の心身障がい者につき２口まで加入できます。加入者が他の都道府県などに転出されても転出先での手続きにより継続されます。掛金は全額所得控除され、年金・弔慰金には所得税がかかりません。
加入の要件	１　保護者の要件 障がいのある方を扶養している保護者（父母、配偶者など）で次のすべての要件を満たしているもの。 (1) 県内に住所があること。 (2) 年齢（毎年４月１日における）が65歳未満であること。 (3) 特別な疾病又は障害のない健康状態であること。 (4) 障がいのある方１人に対し加入できる保護者は一人であること。
	２　障がいのある方の要件 次のいずれかに該当する方 (1) 知的障がい (2) 身体障がい（１級～３級） (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、(1)(2)と同程度の障がいと認められるもの（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）
掛　　金	加入時の年齢により段階があります。（１口月額9,300円～23,300円） （加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときはその後の掛金が免除されます。また、掛金の納付が困難な方には掛金の減免を行っています。）
年金等の給付	１　加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた心身障がい者に月額１口20,000円の年金を支給します。（月額２口まで） ２　加入期間が１年以上で、障がい者が加入者より先に死亡したとき、加入者に対して、加入期間に応じて１口50,000円～250,000円の弔慰金（一時金）を支給します。 ３　５年以上加入した後、この制度を脱退したときは、加入期間に応じて１口75,000円～250,000円の脱退一時金を支給します。
窓　　口	保健福祉事務所、市町村障がい福祉担当課

２　手当等を受けるには

特別児童扶養手当

（障がい児の父母又は養育者）

内　　容	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。 （手当を受けている方やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額（下記３参照）を超える場合や、障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません。）

１　手当の額

			平成28年４月から
月　　額	１級	障がい児１人につき	51,500 円
	２級	〃	34,300 円

２　対象となる障がいの程度はおおむね次のとおりです。

手当	障がい＼等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級
１級（重度）	身体障がい	視　覚	■	■				
		聴　覚		■				
		上　肢	■	■				
		下　肢	■	■	■			
		体　幹	■	■				
		内　部	■	■				
	知的障がい		精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの（療育手帳は、Ａ１又はＡ２程度）					
	精神の障がい		日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの					

手当	障がい＼等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級
２級（中度）	身体障がい	視　覚			■			
		聴　覚			■			
		平　衡			■			
		音声・言語			■			
		そしゃく			■			
		上　肢			■			
		下　肢			■	■		
		体　幹			■			
		内　部			■			
	知的障がい		精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					
	精神の障がい		日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの					

（注）
(1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。
(2) １級の内部障がいは、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいいます。
(3) ２級の内部障がいは、他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度のものをいいます。

３　支給制限

扶養親族の数	本人（注1）	配偶者及び扶養義務者（注2）
０　人	4,596,000円	6,287,000円
１　人	4,976,000円	6,536,000円
２　人	5,356,000円	6,749,000円
３　人	5,736,000円	6,962,000円
４　人	6,116,000円	7,175,000円

（注1）老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、該当者１人につきこの額に100,000円、特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、１人につき250,000円が加算されます。
（注2）老人扶養親族等がある場合には、加算されることがあります。

窓　　口	市町村障がい福祉担当課

児童扶養手当（１）

（ひとり親家庭の父母等）

内　　容	父母の離婚等により、ひとり親家庭等の、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある在宅の児童（ただし、その児童が重度若しくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい（おおむね知能指数50以下）がある場合には20歳未満の児童も対象になります。）を監護している父、母又は養育者に支給されます。 ただし、公的年金を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は手当の一部又は全部が支給されません。

１　手当の額

期　間		平成28年７月まで		平成28年８月から	
月　額	児童の数	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
	１人	42,330円	所得額に応じ 42,320円～9,990円	42,331円	所得額に応じ 42,320円～9,990円
	２人	5,000円加算		所得に応じ 5,000円～10,000円加算	
	３人 以降	１人につき3,000円加算		所得に応じ 1人につき3,000円～6,000円加算	

２　対象となる障がいの程度はおおむね次のとおりです。

障がい＼等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	■	■	■			
	聴　覚		■	■			
	平　衡			■			
	音声･言語			■	■		
	そしゃく			■			
	上　肢	■	■	■			
	下　肢	■	■	■	■		
	体　幹	■	■	■			
	内　部	■	■	■			
知的障がい		精神能力の全般的発達に遅滞があるもの					
精神障がい		日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの					

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

３　支給制限

手当を受けるひとり親等や扶養義務者等の前年の所得が次の表の限度額以上ある場合は、その年（８月から翌年の７月まで）の、手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族の数	ひとり親等（父、母、養育者）		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
０　人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
１　人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
２　人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
３　人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
４　人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
５　人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

※なお、上記限度額に加算できる場合があります。

窓　　口	市町村福祉担当課

児童扶養手当（２）

（障がい児の父母又は養育者）

内　　容	父、母が重度の障がい者であって、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある在宅の児童若しくは20歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母又は養育者に支給されます。 ただし、公的年金を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より高い方には手当が支給されません。また、所得が一定の額を超える場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

対象となる父、母の障がいの程度は、おおむね次のとおりです。

障がい＼等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　　覚	■	■				
	聴　　覚		■				
	上　　肢	■	■				
	下　　肢	■	■	■			
	体　　幹	■	■				
	内　　部	■	■				
知的障がい		労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度のもの					
精神障がい							

（注）１　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

２　内部障がいについては、労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの。

窓　　口	市町村福祉担当課

障害児福祉手当

（障がい児）

内　　容

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

月額	平成28年４月から
	14,600円

（障がい児が、障がいを支給事由とする年金を受給している場合や障害児入所施設等に入所している場合は支給の対象となりません。また、障がい児本人やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。）

該当する障がい程度は、おおむね次の程度又はそれと同程度以上のものです。

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視　覚	■	■				
	聴　覚		■				
	上　肢	■	■				
	下　肢	■	■				
	体　幹	■	■				
	内　部	■					
知的障がい		知能指数おおむね20以下					
精神障がい		日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度					

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

窓　　口

市町村障がい福祉担当課

特別障害者手当

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。

月額	平成28年４月から
	26,830 円

（障がい者が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して３か月を超えて以上入院している場合は支給の対象となりません。また、障がい者やその配偶者及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合も支給の対象となりません。）

該当する障がい程度は、おおむね次の障がいが重複するもの又はそれと同程度以上のものです。

		１級	２級	３級	４級	５級	６級
身体障がい	視覚	■	■				
	聴覚		■				
	上肢	■	■				
	下肢	■	■	■			
	体幹	■	■				
	内部	■					
知的障がい		知能指数おおむね20以下					
精神障がい		日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度					

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

窓　　口

市町村障がい福祉担当課

福祉手当（経過措置）

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>昭和61年３月31日において、20歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和61年４月１日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方には、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。
<table><tr><td rowspan="2">月額</td><td>平成28年４月から</td></tr><tr><td>14,600円</td></tr></table>（所得が一定の額を超える場合や、障害年金等一定の年金を受給している場合は支給されません。）</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村障がい福祉担当課</td></tr>
</table>

交通・災害遺児見舞金及び就職激励金

（障がい者の子）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>満18歳に達した日以後最初の３月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡若しくは重度の障がい者となった児童に支給されます。
（支給額）１人当たり<table><tr><td>交通・災害遺児見舞金</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>交通・災害遺児就職激励金</td><td>70,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村社会福祉協議会</td></tr>
</table>

自動車事故重度後遺障害者介護料

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="2">自動車による交通事故が原因で「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいが残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に支給しています。
介護料は、所定の審査を経て受給資格が認定されることにより、介護に要する費用として一律定額を、月額にて支給します。また、定額を超えるなどの支出をした際は、上限額を限度に支給します。
１　訪問看護等在宅介護サービスの利用
２　介護用品の購入等（修理含む）
３　消耗品の購入
なお、介護保険法や労働災害補償保険法など他法令による給付等を受けている際は対象とならない場合がありますが、詳しくは当支所までお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給資格</td><td colspan="2">支給金額（月額）</td></tr>
<tr><td>一律定額</td><td>上限額</td></tr>
<tr><td>特Ⅰ種
（最重度）</td><td>68,440円</td><td>136,880円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ種
（常時要介護）</td><td>58,570円</td><td>108,000円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ種
（随時要介護）</td><td>29,290円</td><td>54,000円</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td colspan="2">独立行政法人　自動車事故対策機構長野支所
電話　026-480-0521　　ＦＡＸ　026-263-1570</td></tr>
</table>

３　生活福祉資金の貸付けを受けるには

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

次のとおり各種資金の貸付けが受けられます。　（平成28年度）

資金の種類	内　　容	貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金（福祉費）	生業を営むために必要な経費	4,600,000円	６月以内	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ６月程度　1,300,000円 １年程度　2,200,000円 ２年程度　4,000,000円 ３年程度　5,800,000円		８年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円		７年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円		８年以内
	障がい者用の自動車の購入に必要な経費	2,500,000円		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円		10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が１年を超えないときは、1,700,000円。 １年を超え１年６月以内であって世帯の自立に必要なときは、2,300,000円。		５年以内
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が１年を超えないときは、1,700,000円。 １年を超え１年６月以内であって世帯の自立に必要なときは、2,300,000円。		５年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円		７年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	500,000円		３年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円		３年以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円		３年以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円		３年以内

(1)　貸付利率は据置期間経過後、年1.5％です。（連帯保証人を立てれば無利子です。）

(2)　延滞利率は年10.75％です。（最終償還期間を過ぎた償還元金に延滞利率を乗じた額が延滞金額となります。）

(3)　原則として連帯保証人を必要とします。ただし、連帯保証人なしでも貸付可能です。

(4)　上記のほかに、生活福祉資金には、「総合支援資金」、「教育支援資金」、「不動産担保型生活資金」、「福祉資金（緊急小口資金）」があります。

窓　口	市町村社会福祉協議会、民生委員、長野県社会福祉協議会（電話 026-226-2036）

5　税　金

1　国税に関する控除・非課税適用を受けるには

所得税に関する障がい者の所得控除

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区分 ＼ 等級				身体障害 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障害 重度	左記以外	精神障害 1級	左記以外	控除額
納税者		障害者				■	■	■	■		■		■	65万円
納税者		特別障害者		■	■					■		■		78万円
控除対象配偶者	一般	障害者				■	■	■	■		■		■	65万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	非同居	■	■					■		■		78万円
控除対象配偶者	一般	特別障害者	同居	■	■					■		■		113万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	障害者				■	■	■	■		■		■	75万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		88万円
控除対象配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	■	■					■		■		123万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	障害者				■	■	■	■		■		■	65万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	特別障害者	非同居	■	■					■		■		78万円
扶養親族 控除対象扶養親族	一般	特別障害者	同居	■	■					■		■		113万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	障害者				■	■	■	■		■		■	90万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		103万円
扶養親族 控除対象扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	同居	■	■					■		■		138万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	一般			■	■	■	■		■		■	75万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	同居老親等			■	■	■	■		■		■	85万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		88万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	■	■					■		■		123万円
扶養親族 控除対象扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居老親等	■	■					■		■		133万円
扶養親族 年少（16歳未満）		障害者				■	■	■	■		■		■	27万円
扶養親族 年少（16歳未満）		特別障害者	非同居	■	■					■		■		40万円
扶養親族 年少（16歳未満）		特別障害者	同居	■	■					■		■		75万円

（注）１控除額は、基礎控除額、配偶者控除額又は扶養控除額に、障害者控除額を加算した金額です。

２同居老親等とは、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者と同居を常況とする方です。

窓口	税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

所得税に関する障がい者の控除（所得・医療費）

（身体障がい者）

内　容	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます。
控除対象費用	診療費の他、次の費用も、医療費控除の対象となります。 (1) 寝たきりとなった者が使用するおむつで、その治療上必要と医師が証明する場合のおむつに係る費用（紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料） (2) 人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 (3) 医療系サービスと一体的に提供される在宅介護サービスについて、その介護に要する費用 (4) 介護福祉士等による喀痰吸引等の費用
窓　口	税務署

利子等の非課税

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　容	一定の手続により、預け入れた預貯金等及び購入した少額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
利用できる方	(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方 (2) 療育手帳の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (4) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方　　等
窓　口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関

※郵政民営化法の施行前（2006年４月１日以前）に障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。

相続税に関する障害者控除

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

等級区分	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	重度	左記以外	１級	左記以外	
相続人	■	■					■		■		20万円※×(85歳に達するまでの年数)
			■	■	■	■		■		■	10万円※×(85歳に達するまでの年数)

※平成27年１月１日以後の相続又は遺贈について適用される金額です。

窓　口	税務署

贈与税の非課税

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　容</td><td>
特定障害者を受益者として、信託会社等と「特定障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の者にあっては、3,000万円）までは、贈与税の課税価格に算入されません。
（平成25年４月１日以降）
<table>
<tr><td rowspan="2">等級
区分</td><td colspan="6">身体障がい</td><td colspan="2">知的障がい</td><td colspan="2">精神障がい</td><td rowspan="2">税額
控除額</td></tr>
<tr><td>１級</td><td>２級</td><td>３級</td><td>４級</td><td>５級</td><td>６級</td><td>重度</td><td>左記
以外</td><td>１級</td><td>左記
以外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受益者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6,000万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3,000万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>信託銀行等</td></tr>
</table>

消費税の非課税

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　容</td><td>
身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品等の譲渡、貸付け等が非課税となっています。
<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="2">対　　象　　品　　目　　等</td></tr>
<tr><td>補　装　具</td><td colspan="2">義肢、装具、補聴器、車いす等</td></tr>
<tr><td>その他物品</td><td colspan="2">視覚障害者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換器等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改造自動車</td><td>ア</td><td>身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してあるもの</td></tr>
</table>
（注）これらの物品については、地方消費税（県税）についても課されません。
</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>税務署</td></tr>
</table>

２　地方税：県民税、市町村民税等に関する控除・非課税を受けるには

県民税及び市町村民税に関する障がい者の所得控除

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、次の区分により一定額が控除されます。

区分 ＼ 等級				身体障害 1級	2級	3級	4級	5級	6級	知的障害 重度	左記以外	精神障害 1級	左記以外	控除額
納税者		障害者				■	■	■	■		■		■	59万円
納税者		特別障害者		■	■					■		■		63万円
扶養配偶者	一般	障害者				■	■	■	■		■		■	59万円
扶養配偶者	一般	特別障害者	非同居	■	■					■		■		63万円
扶養配偶者	一般	特別障害者	同居	■	■					■		■		86万円
扶養配偶者	老人（70歳以上）	障害者				■	■	■	■		■		■	64万円
扶養配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		68万円
扶養配偶者	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	■	■					■		■		91万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	障害者				■	■	■	■		■		■	59万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		63万円
扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	特別障害者	同居	■	■					■		■		86万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	障害者				■	■	■	■		■		■	71万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		75万円
扶養親族	特定（19歳以上23歳未満）	特別障害者	同居	■	■					■		■		98万円
扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	一般			■	■	■	■		■		■	64万円
扶養親族	老人（70歳以上）	障害者	同居老親等			■	■	■	■		■		■	71万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	非同居	■	■					■		■		68万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居	■	■					■		■		91万円
扶養親族	老人（70歳以上）	特別障害者	同居老親等	■	■					■		■		98万円

（注）１　控除額には、基礎控除額、配偶者控除額又は扶養控除額を含みます。
　　２　所得の額に応じて、配偶者特別控除額として最高33万円の控除が受けられることがあります。

窓　　口	市町村税務担当課（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

自動車取得税・自動車税の減免　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

1　減免の条件等

下表の障がい区分、所有者ごとの使用要件及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車取得税、自動車税が減免されます。

障害区分	所有者	運転者	使用要件
18歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの

2　減免内容・申請期限等

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者（18歳以上の身体障がい者は本人のみ。）が所有する自家用の自動車のうち１台に限ります。
減免税額	１自動車取得税 250万円に税率を乗じて得た額（税率３％の場合は75,000円）まで（注） ２自動車税 45,000円（総排気量２ℓ超2.5ℓ以下の自家用自動車の税率）まで（注） （注）エコカー減税、グリーン化特例の適用を受ける自動車の場合の限度額は、軽減率等を乗じて得た額
減免申請の期限	１　４月１日現在で自動車を既に所有している者は、４月１日から納期限まで ２　年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 ３　自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することもできます。）
窓　　口	地方事務所税務課 自動車の新規登録と同時に申請する場合は、地方事務所自動車税分室（長野・松本）

（注）１　上記は制度の概略ですので、詳しくは最寄りの地方事務所税務課又は県庁税務課へお問い合わせください。
２　軽自動車税の減免制度は、市町村税務担当課までお問い合わせください。
３　4月1日以降、名義変更（移転登録）により自動車を所有された方の自動車税は、翌年度から減免対象となります。

（別表）運転者の区分ごとの障害等級

項目			障害等級	
			運転者が本人の場合	運転者が本人以外の場合（同一生計者又は日常的介護者）
身体障がい	視覚障がい		１級 ２級 ３級 ４級	１級 ２級 ３級 ４級
	聴覚障がい		２級 ３級	２級 ３級
	平衡機能障がい		３級	３級
	音声機能障がい		３級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	－
	上肢不自由		１級 ２級	１級 ２級
	下肢不自由		１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	１級 ２級 ３級
	体幹不自由		１級 ２級 ３級 ５級	１級 ２級 ３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級 ２級	１級 ２級
		移動機能	１級 ２級 ３級 ４級 ５級 ６級	１級 ２級 ３級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		１級 ３級	１級 ３級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級
	肝臓機能障がい		１級 ２級 ３級	１級 ２級 ３級
知的障がい			総合判定Ａ	総合判定Ａ
精神障がい			１級	１級

（注１）障がい者ご本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては、実際に運転の確認をする場合があります。
（注２）運転免許条件に自動車の改造条件がある場合は、自動車の改造内容を確認します。

自動車買替時の減免

新たに取得した自動車の取得形態		既減免車の処分状況（※１）	減免の対象となる自動車の 自動車税	減免の対象となる自動車の 自動車取得税	申請期限	申請窓口
新車を取得（新車新規登録）		抹消登録	減免	減免	ア 自動車の登録時 イ 自動車の登録から30日以内	ア 自動車税分室 ※２ イ 住所地を管轄する地方事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
中古車を取得（中古新規登録）	自動車取得税がかかる場合	抹消登録	減免	減免		
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車取得税がかからない場合	抹消登録	減免	—	ア 自動車の登録時 イ 既減免車の抹消登録か新たな減免車の登録のいずれか遅い日から30日以内	
		移転登録	翌年度から	—	翌年度の納期限まで	住所地を管轄する地方事務所
中古車を取得（移転登録）	自動車取得税がかかる場合	抹消登録	翌年度から	減免	ア 自動車の登録時 イ 自動車の登録から30日以内	ア 自動車税分室 ※２ イ 住所地を管轄する地方事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車取得税がかからない場合	抹消登録	翌年度から	—	翌年度の納期限まで	住所地を管轄する地方事務所
		移転登録	翌年度から	—		

※１ 既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から１ヶ月以内となります。
※２ 自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が処分されている必要があります。

個人事業税の非課税

（視覚障がい者）

内　　容	両眼の視力を喪失した者及び万国式試視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は非課税となっています。
窓　　口	地方事務所税務課

障がい者を雇用する法人・個人事業者に対する事業税の不均一課税

（法人・個人事業者）

内　　容	1　対象者 平成25年4月以降新たに障がい者を雇用した法人または個人 （ただし常時雇用者数50人以上である場合は、法定雇用率達成事業者に限る。） 2　対象事業年度又は年 (1)法人 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に新たに障がい者を雇用した日の属する事業年度から3年間（対象障がい者を雇用している日の属する事業年度分に限る。） (2)個人 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に新たに障がい者を雇用した日の属する年以後3年間（対象障がい者を雇用している日の属する年の所得分に限る。） 3　内容 通常の税率に2分の1を乗じた率で税額を算定（減税額30万円が限度）
窓　　口	地方事務所税務課

6　在宅サービス

1　補装具の交付・修理を受けるには

（身体障がい者（児）・難病患者等）

内　　容	障がいのある方に対し、市町村長が補装具の購入又は修理が必要と認めた場合、その費用が補装具費として支給されます。ただし、原則１割の定率負担があります。（所得に応じて月当たりの上限額が設定されます。）

補助装具の種目	身体障がい児・者		備　　考
	18歳未満	18歳以上	
義　　肢	○	○	義手・義足
装　　具	○	○	上肢、下肢、靴型、体幹
座位保持装置	○	○	
盲人安全つえ	○	○	
義　　眼	○	○	
眼　　鏡	○	○	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡
補　聴　器	○	○	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型
車　椅　子	○	○	モジュラー方式、レバー駆動型含む
電動車椅子	○	○	
歩　行　器	○	○	
歩行補助つえ	○	○	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、プラットホーム杖
座位保持椅子	○		
起立保持具	○		
頭部保持具	○		
排便補助具	○		
重度障害者用意思伝達装置	○	○	

窓　　口	市町村障がい福祉担当課

2　軽度・中等度難聴児用の補聴器購入費用等の助成を受けるには

（軽度･中等度難聴児）

内　　容	軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費用等の一部が助成されます。
利用できる方	以下に該当する県内在住の18歳未満の児童 １　両耳の聴力レベルが70dB未満で身体障害者手帳の交付対象外であること。 ２　社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
助　成　額	助成額は、基準額又は補聴器の購入等にかかった費用のいずれか低い額の３分の２以内の額となります。 なお、市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることができません。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課（長野市を除く。）
手　　続	申請書、専門医の意見書及び見積書を窓口に提出してください。

３　日常生活用具の給付・貸与を受けるには

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等）

内　　容	重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るために自立生活支援用具等の日常生活用具が給付又は貸与されます。
給付内容	１　給付・貸与される用具は次の６種類です。 (1) 介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マット等の、障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド等 (2) 自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、障がい者等の入浴、食移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）頭部保護帽、Ｔ字状・棒状のつえ、火災警報器、電磁調理器等 (3) 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）透析液加温器、ネブライザー、酸素ボンベ運搬車、盲人用体重計等 (4) 情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）携帯用会話補助装置、視覚障害者用活字文書読上げ装置、福祉電話等 (5) 排泄管理支援用具 ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 例）ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）、紙おむつ類、収尿器等 (6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ２　給付・貸与の対象となる用具の要件は、次の３点すべてに合致するものです。 (1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。 (2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するもの。 (3) 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。 (注)具体的な品目、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

4　居宅生活における支援（ホームヘルプサービス等）を利用するには

訪問系サービス（障害福祉サービス）

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等）

内　　容		在宅で生活する障がい者、障がい児及び難病患者の方にホームヘルパー等を派遣して日常生活における必要な支援を行います。
支援の種類及び内容	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等のための乗車又は降車の介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
費　用　負　担		負担能力に応じた上限月額を設定（ただし、費用の一割相当額を超えるときは、当該１割相当額） 下記の利用者負担額表を御覧ください。
窓　　口		市町村障がい福祉担当課

○ 利用者負担額

１　障がい者等　　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等）

障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0 円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

（注１）３人世帯で障害者基礎年金１級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注２）収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

（注３）入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者等 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	障がい等のある方とその配偶者
障がい児等 （施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

２　障がい児等

区　分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円
一般１	市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般２	上記以外		37,200 円

（注）収入が概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者等 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	障がい等のある方とその配偶者
障がい児等 （施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

５　地域生活支援事業（市町村事業）

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等）

内　　容	市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて事業の実施やサービスの提供を行っています。

項　目		内　容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるための教室・イベント開催や広報活動など
	自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族又は地域住民等による自発的な活動（例：ピアサポート）への支援
	相談支援事業	障がいのある方などからの相談対応や権利擁護のための援助
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用にあたり、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある方への支援
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修実施など
	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等の意思疎通の支援 （手話通訳、要約筆記（P42）及び点訳、代筆、代読等）
	日常生活用具給付等事業（P37）	自立生活支援用具等の給付又は貸与 （介護・訓練、在宅療養及び情報・意思疎通等の支援用具の給付や貸与）
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修
	移動支援事業（P42）	屋外での移動が困難な障がいのある方の外出の際の移動を支援
	地域活動支援センター（P41）	障がいのある方の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供
任意事業	訪問入浴サービス	身体障がいのある方の居宅を訪問して入浴サービスを提供
	日中一時支援	障がいのある方への日中活動の場の提供など
	その他	市町村が必要と認める事業

※実施の有無、対象者や費用負担等の実施内容については、市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

窓　　口	市町村障がい福祉担当課

６　施設での一時的介護等を利用するには

障がい児者等の短期入所

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等）

内　　容	在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、施設等において当該障がい児者を介護します。 １　実施施設　　指定短期入所事業所 ２　利用期間　　市町村が決定する期間 ３　費用負担　　負担能力に応じた負担及び食費等の実費負担があります。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

障がい児者等のタイムケア

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児）

内　　容	在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、登録介護者が時間単位で介護サービスを提供します。 １　介護委託先 (1)　近隣、知人 (2)　社会福祉法人、福祉公社、市町村社協、民間団体等 ２　利用期間　　年 300 時間以内（時間単位の利用可） ３　費用負担　　食費その他の実費について負担があります。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

地域活動支援センター

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等）

内　　容	障がい者等の創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の機会を提供します。地域の実情に応じて以下の事業を実施しています。 １　基礎的事業の場合 創作的活動、生産活動及び社会との交流の促進等の事業を実施します。 ２　地域活動支援センターⅢ型の場合 １に加え、障がい者等に対して就労の機会、日中活動の場等を提供し、社会参加の促進を支援します。 ３　地域活動支援センターⅡ型の場合 １に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 ４　地域活動支援センターⅠ型の場合 １に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を相談支援事業と併せて実施します。 （注）　事業形態、利用者負担の有無等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

7　外出時の付き添いが必要なときには

移動支援　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病患者等）

内　　容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。 【実施方法】 １　個別支援の場合 個別に支援が必要な方へのマンツーマンによる支援 ２　グループ支援の場合 複数の方への同時支援や屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援 ３　車両移送による支援の場合 福祉バス等車両の巡回や経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等による支援 （注）対象となる方、利用者負担額等については、市町村により内容が異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

盲ろう者通訳・介助員派遣事業　（盲ろう者）

内　　容	重度の盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
利用できる方	身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が、視覚及び聴覚障がいの双方で１級から４級のいずれかに該当し、かつ視覚障がいと聴覚障がいの重複による障がいの程度が１級の方
窓　　口	（福）長野県聴覚障害者協会

8　手話通訳・要約筆記者を利用するには　（聴覚、音声、言語障がい者）

内　　容	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。
利用できる方	聴覚障がい者及び音声、言語機能障がい者
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

９　身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の給付を受けるには

（視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者）

内　　容	身体障がい者に身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）が給付されます。
利用できる方	盲導犬　視覚障がい者（１級） 介助犬　肢体不自由者（１・２級） 聴導犬　聴覚障がい者（２・３級） (1)　18歳以上で、県内に1年以上居住している方 (2)　身体障がい者補助犬を適切に飼育し、利用できる方
訓　練　等	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います。なお、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります。 また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です。
窓　　口	市町村障がい福祉担当課（盲導犬、介助犬） 保健福祉事務所福祉課（聴導犬）

10　通園等に係る交通費等の助成を受けるには

（身体障がい者、知的障がい者）

内　　容	通園に要した交通費や、施設入所児（者）の帰省のための有料道路通行料金等の一部が助成されます。

(1)通園費補助

利用できる方	児童発達支援又は医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(旧児童福祉法に基づく知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び難聴幼児通園施設に限る)に通園する児童及び付添人(就学奨励費の対象児童及び付添人は除く)	
対象経費	公共交通機関利用の場合	１か月 2,000 円を超える部分の額
	自家用車利用の場合	ガソリン代のうち１か月 2,000 円を超える部分の額
補助率等	県１／４、市町村１／４、本人２／４	
その他	学齢後の児童及び付添人に対する助成は、世帯の収入額により異なります。	

(2)有料道路等通行料金補助

補助対象経費	次のために有料道路を利用した場合の通行料金。(ただし、有料道路通行料金の割引を受けた場合を除く) (1)心身障害児施設に入所している児童の帰省又は児童との面会 (2)心身障害者施設に入所している者の帰省 (3)重度心身障害児者の通院
補助率等	県1／４・市町村１／４・本人２／４

窓　　口	市町村障がい福祉担当課
その他	市町村が事業を実施していない場合は助成を受けることはできません。

11　駐車禁止規制の適用除外を受けるには

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

駐車禁止規制の適用除外の対象者は以下の方です。

		１級	２級	３級	４級
身体障がい	視　覚	■	■	■	■
	聴　覚		■	■	
	平　衡			■	
	上　肢	■	■		
	下　肢	■	■	■	■
	体　幹	■	■	■	

			１級	２級	３級
身体障がい	脳原性	上肢機能	■	■	
		移動機能	■	■	
	内部障がい		■		■
	肝臓機能障がい 免疫機能障がい		■	■	■
知的障がい			療育手帳のＡの交付を受けている方		
精神障がい			精神障害者保健福祉手帳の１級の交付を受けている方		

１　内部障がいとは、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、肝臓又は直腸若しくは小腸の機能障がいのことをいいます。
２　免疫機能障がいとは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことをいいます。

窓　　口	警察署
手 続 き	手帳を持参し、申請書を窓口に提出します。

12　放課後の遊びや生活の場を利用するには

（障がい児）

内　　容	家にひきこもりがちな障がい児に適切な遊びや生活の場を提供するとともに、他の児童等との交流を促進するため、児童クラブに障がい児を積極的に受入れ、障がい児の健全育成や自立促進を図ります。
利用できる方	身体障害者手帳又は療育手帳を所持する障がい児及び医師等が障がい児に準ずる支援が必要と認める児童等で義務教育を受けている児童生徒
実 施 場 所	児童館、公民館、学校の余裕教室等
窓　　口	市町村児童福祉担当課もしくは市町村教育委員会

13　積雪時の除雪が必要なときは（住宅除雪支援員の派遣）

内　　容	積雪により住家が倒壊するおそれがある場合、市町村長が必要と認める世帯に対し、日常居住している家屋等の除雪及び屋根からおろした雪と生活道路までの雪の必要最低限の排除を行う住宅除雪支援員を派遣します。
利用できる方	特別豪雪地帯市町村内で、自己の資力（原則として、市町村民税所得割非課税世帯となる所得）及び労力をもって屋根の除雪をすることができない世帯
窓　　口	市町村福祉担当課

14　在宅で理容・美容サービスを受けるには

（在宅で療養中の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　容

理容所・美容所への来店が困難な場合には、在宅のまま出張による理容・美容サービスを受けることができます。

窓口

下記の各組合の県事務局又は各支部にご相談（下記ホームページからも店舗をご確認いただけます。）いただくか、出張理容・美容サービスをしてくれる理容師・美容師をご自身でお探しいただくこととなります。

各組合では、高齢者や障がい者の方々に安全で快適なサービスを提供するために、理容や美容の技術だけでなく、そうしたお客様の身体状況や障がいの特性に応じた対応をするための知識や技術を身につけた、「ケア理容師」・「ハートフル美容師」の養成を行っています。

		長野県理容 生活衛生同業組合	長野県美容業 生活衛生同業組合
県　事務局		0263-33-6650 E-mail アドレス nagano@riyo.or.jp ホームページＵＲＬ http://www.nagano-riyo.jp/	026-228-0404 E-mail アドレス biyou-na@ba-nagano.or.jp ホームページＵＲＬ http://nagano.perma.jp/
支　部　名		電　話　番　号	
東信	佐　久	0267-86-3179	0267-68-2186
	小　北	0267-22-0761	（佐久支部）
	上　小	0268-38-2564	0268-22-7102
南信	諏　訪	0266-58-3649	0266-53-5444
	岡谷	0266-22-5630	0266-22-7319
	上伊那	0265-79-3193	0266-41-5141
	伊那市	0265-72-2988	（上伊那支部）
	伊　南	0265-83-8405	－
	飯　伊	0265-27-3233	0265-23-9313
	飯　田	0265-23-9052	（飯伊支部）
中信	木　曽	0264-22-2830	（中信支部）
	中　信	－	0263-26-3850 0263-36-8095
	松　本	0263-47-9424	（中信支部）
	塩　尻	0263-53-1564	（中信支部）
	安曇野	0263-76-4747	0263-72-2508
	大　北	0261-62-2318	0261-72-5008
北信	埴　科	026-275-2698	（北信支部）
	更　級	026-286-6200	026-293-4493
	長　野	026-278-4527	（長水支部）
	長　水	－	026-241-2618 026-239-7370
	北　信	－	026-261-4234
	須　高	026-245-1062	（北信支部）
	中　高	0269-22-3259	（北信支部）
	飯　水	0269-82-2175	（北信支部）

なお、出張業務を行う理容師・美容師が、業務中の万一の事故に備えた「損害賠償責任保険」に加入しているかどうか、ご確認されることをお勧めします。（上記の各組合に加盟している店舗（理容師・美容師）は、出張業務中に発生した事故に対応できる「損害賠償保険」に加入しています。）

15　在宅で歯科診療を受けるには

在宅歯科医療連携室

（在宅で療養中の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	長野県では、長野県歯科医師会に委託し、在宅で療養している方やお身体が不自由な方等、歯科医院への通院が困難な方のための電話相談窓口「長野県在宅歯科医療連携室」を設置し、在宅で歯科診療を受けたい方やご家族からのご相談に応じています。 対応は原則として歯科衛生士が行い、アドバイスや必要に応じて訪問診療が可能な歯科医院との連絡調整を行います。 （相談等の内容） １　在宅で歯科医療や口腔ケア指導等を希望する方からの相談 ２　在宅歯科医療を実施する診療所の紹介 ３　在宅歯科医療に関する医療や介護・福祉の関係者等との連携調整
窓　　口	下記の時間帯に電話又はＦＡＸでお願いします。 １　平日（土・日、祝祭日を除く） ２　10 時～16 時 ３　電話：026-215-5015　　ＦＡＸ　：026-222-3060

在宅重度心身障がい児（者）の訪問歯科健診

（在宅で療養中の重度心身障がい児（者））

内　　容	在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障がい児（者）に対する訪問歯科健診を実施します。
対象となる方	基本的には、１から４の項目すべてに該当する障がい児（者）を対象とします。 しかし、１の該当者で、療育手帳の交付を受けていない障がい児（者）でも、市町村において重度心身障がい児（者）と判断される場合は対象とします。 １　身体障害者手帳の肢体不自由１級から３級の交付を受けている方 ２　療育手帳Ａ１またはＡ２の交付を受けている方 ３　長野県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方（保育所、幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む） ４　介護保険制度を利用していない方
窓　　口	平成 28 年７月末頃までに、在住の市町村歯科保健担当または福祉担当課にお問い合わせください。

7　施設サービス

1　入所施設を利用するには

障害者支援施設

内　　容	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護や生活、就労などに関する相談や助言、その他日常生活に必要な支援を行います。
利用できる方	障害支援区分４（50歳以上にあっては区分３）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

2　通所施設を利用するには

生活介護事業所

内　　容	主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
利用できる方	障害支援区分３（50歳以上にあっては区分２）以上の方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

就労移行支援、就労継続支援事業所

17ページの「3　就労支援」をご覧ください。

8　医 療

1　医療を受けるには

障がい者歯科診療

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>重度障がい者のため、４病院に障がい者用歯科医療機器が整備されています。
<table>
<tr><td></td><td>名　　称</td><td>所　在　地</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td>東信</td><td>浅間総合病院</td><td>佐久市岩村田1862-1</td><td>0267-67-2295</td></tr>
<tr><td>北信</td><td>長野赤十字病院</td><td>長野市若里5-22-1</td><td>026-226-4131</td></tr>
<tr><td>中信</td><td>松本歯科大学病院</td><td>塩尻市広丘郷原1780</td><td>0263-52-3100</td></tr>
<tr><td>南信</td><td>昭和伊南総合病院</td><td>駒ヶ根市赤穂3230</td><td>0265-82-2121</td></tr>
</table>
また、「障がい者歯科相談医制度」により、身近で相談や診療が受けられます。</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>保健福祉事務所、長野県歯科医師会（電話 026-227-5711）、病院</td></tr>
</table>

難病についてのご相談は

（難病患者等）

内　　容	難病患者及びその家族に対し、難病に関する医療相談や生活相談等、疾病に対する正しい理解やその支援について相談を受けます。
利用できる方	難病患者及びその家族等
窓　　口	難病相談支援センター（電話 0263-34-6587）、保健福祉事務所

2　医療費の助成を受けるには

更生医療・育成医療の給付

（身体障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>身体上の障がいを除去、又は障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。</td></tr>
<tr><td>対象となる医療の例</td><td>・視覚障がい……角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術　等
・聴覚障がい……鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳、外耳・外耳道の形成術　等
・音声言語等障がい……形成術、人工喉頭、唇顎口蓋裂の歯科矯正　等
・肢体不自由……人工関節置換術、切断端形成術、理学療法　等
・内部障がい……人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、腎臓移植術、肝臓移植術、中心静脈栄養法、抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法、内臓障害　等</td></tr>
<tr><td>費用負担</td><td>
<table>
<tr><td colspan="3">一定所得以下</td><td colspan="2">中間所得層</td><td>一定所得以上</td></tr>
<tr><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税
本人(保護者)収入≦80 万</td><td>市町村民税非課税
80 万＜本人(保護者)収入</td><td>市町村民税
＜3.3万
(中間所得層1)</td><td>3.3万≦
市町村民税
＜23.5万
(中間所得層2)</td><td>23.5万≦
市町村民税</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生活保護
負担 0 円</td><td rowspan="4">低所得１
負担上限月額
2,500 円</td><td rowspan="4">低所得２
負担上限月額
5,000 円</td><td colspan="2">原則：医療保険の自己負担限度額
(H30. 3. 31 までの経過措置)</td><td rowspan="3">公費負担の対象外</td></tr>
<tr><td>負担上限月額
5,000 円</td><td>負担上限月額
10,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高額治療継続者（「重度かつ継続」）</td></tr>
<tr><td>負担上限月額
5,000 円</td><td>負担上限月額
10,000 円</td><td>負担上限額
20,000 円</td></tr>
</table>
※一定所得以下の（　）は育成医療の場合。
※重度かつ継続の対象者：腎臓・小腸・免疫機能障害、心臓・肝臓機能障害（移植後の抗免疫療法のみ）又は疾病等に関らず、医療保険の多数該当者。
※「育成医療」及び「一定所得以上の重度かつ継続」の負担上限月額は特例による経過的措置。（平成 30 年３月 31 日まで）</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村福祉担当課</td></tr>
</table>

精神障がい者の通院医療費給付

（精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた部分を公費負担します。自己負担は原則 10%です。
なお、所得と病気の状況により一カ月の負担上限額が設けられる場合があります。</td></tr>
<tr><td>利用できる方</td><td>病院又は診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける方</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村福祉担当課</td></tr>
<tr><td>手　　続</td><td>自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書が必要です。</td></tr>
</table>

精神障がい者の措置入院医療費給付　（精神障がい者）

内　　容	措置入院者については、入院に要する費用のうち、医療保険各法で負担されない部分を公費負担します。 ただし、所得の状況により一部を、本人又は保護者等に負担していただくことがあります。
利用できる方	措置入院している精神障がい者
窓　　口	保健福祉事務所

障がい者医療費給付　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障がいのある方が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。
利用できる方	市町村によって対象者の範囲が異なります。また、助成の方法も市町村によって異なる場合がありますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。
窓　　口	市町村福祉医療担当課

小児慢性特定疾病医療費給付　（小児慢性特定疾病にり患している児童）

内　　容	小児慢性特定疾病（704疾病）にり患している18歳未満の児童等が、県知事が指定した医療機関（薬局、訪問看護ステーションを含む）において当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます。なお、所得に応じた患者一部負担額があります。
利用できる方	小児慢性特定疾病に関する医療を受けている方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	支給認定申請書、医療意見書及び住民票の写し等が必要です。

難病患者の医療費給付（特定医療費　国指定難病）　（難病患者）

内　　容	国が指定した難病患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。 なお、所得に応じた自己負担があります。
利用できる方	国が指定した難病（306 疾病）に関する医療を受けている方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

難病患者の医療費給付（特定疾病医療費　県指定難病）　（難病患者）

内　　容	県が指定した難病患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。 なお、所得に応じた自己負担があります。
利用できる方	県が指定した難病（溶血性貧血及び汎発性血管内血液凝固）に関する医療を受けている方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	支給認定申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。

難病患者の医療費給付（特定疾患治療研究事業）　（難病患者）

内　　容	特定疾患患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。（自己負担なし）
利用できる方	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるものに限る）に関する医療を受けている方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	交付申請書、臨床調査個人票及び住民票の写し等が必要です。 ※難治性肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の新規申請は受付けておりません。

先天性血液凝固因子障害等患者の医療費給付　（先天性血液凝固因子障害等患者）

内　　容	先天性血液凝固因子障害等患者の保険医療費（介護サービス費）の自己負担分を公費負担します。（自己負担なし）
利用できる方	20歳以上の方で、先天性血液凝固因子障害等に関する医療を受けている方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	交付申請書、診断書、住民票の写し等が必要です。

遷延性意識障害者医療費給付　（遷延性意識障害者）

内　　容	遷延性意識障害者（遷延性植物状態者）の保険医療費の自己負担分を公費負担します。 なお、所得に応じた自己負担があります。
利用できる方	引き続いて３か月以上の間、意識障害等がある方
窓　　口	保健福祉事務所（長野市の方は長野市保健所）
手　　続	交付申請書、臨床個人票、住民票の写し等が必要です。

ウイルス肝炎医療費給付　（Ｂ型及びＣ型ウイルス肝炎の患者）

内　　容	Ｂ型及びＣ型ウイルス肝炎の患者の保険医療費（原則入院に限るが、一部の通院も対象。）の最終自己負担分（患者一部負担額を除く。）を公費負担します。
窓　　口	保健福祉事務所
手　　続	ウイルス肝炎医療費受給者証交付申請書、臨床個人票及び住民票の写し等が必要です。

３　医療的ケア等のある通所施設等を利用するには

障がい児（者）施設訪問看護サービス事業　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	保護者等の付添介護の負担を軽減するため、施設基準上、看護職員等の配置が義務付けられていない通所施設等に通う医療的ケア等が必要な障がい児・者等に対して以下の経費を補助します。 １　訪問看護ステーションを利用して、施設内で医療的ケアを受ける場合の経費。ただし、世帯の所得に応じて一部の負担していただく場合があります。 ２　通所施設等が看護師を配置し、医療的ケアを行うために要する経費 ３　児童発達支援事業所において通園障がい児等を受け入れるために、新たに看護職員を配置し、その配置に要する経費。 ４　通所施設等が重症心身障がい児者に対して、理学、作業及び言語療法等が可能な職員（看護師含む。）を配置し、リハビリテーションを行うために要する経費
利用できる方	施設基準上、看護職員等の配置が義務付けられていない通所施設等に通う、医療的ケア等（理学、作業、言語療法等によるリハビリテーション含む。）が必要な障がい児（者） 医療的ケアの範囲 １　経管栄養、痰の吸引、導尿等、比較的短時間に定時の対応で終了するもの ２　施設内で医療的ケアを行うことについて、主治医が認め、看護師が指示を受けたもの
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

９　発達に関すること（療育）

１　療育相談等を受けるには

(1) 障がい児全般を対象としては、次の機関へ　（障がい児）

児童相談所 （102 ページ参照）	外来相談、電話相談を実施しています。
保健福祉事務所 （99 ページ参照）	(1) 「子どもの心とからだの相談事業」を実施しています。 (2) 乳幼児健康診査で要経過観察と診断された児とその保護者に個別相談・集団指導を行います。
市　町　村	市町村家庭児童相談担当部署において相談を実施しています。
障がい者総合 支援センター （101 ページ参照）	障がい保健福祉圏域（サービス提供のための広域市町村圏）ごとに療育に係る相談･指導及び各種サービスの調整を一体的に行います。
信　濃　学　園	心身の発達について気がかりな児童の家庭での療育のための相談事業「こまくさ教室」を実施しています。 〒390-1401　松本市波田 4417-8 電話　0263-92-2078　　ＦＡＸ　0263-92-5729

(2) 発達障がい児（者）を対象としては、次の機関へ　（発達障がい児者）

発達障がい者 支援センター	精神保健福祉センター内の発達障がい者支援センターで相談をお受けします。 〒380-0928　長野市若里 7-1-7 電話 026-227-1810
同　中南信駐在所	〒390-0802　松本市旭 2-11-30（松本旭町庁舎内）

２　通所による療育・訓練を受けるには　（障がい児）

内　　容	**１　児童発達支援（福祉型・医療型）** 未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適応できるよう指導、訓練、治療等を行います。（治療は医療型のみ） **２　放課後等デイサービス** 就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに、社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。 **３　保育所等訪問支援** 保育所等を利用又は利用予定の障がい児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問し、支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
利用できる方	市町村が調査・判定し、給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

☆　障がい児通園施設利用児療育支援事業

内　　容	児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する障がい児の保護者のうち、同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所等に通所している場合、利用者負担を軽減します。
軽　減　率	２人以上の就学前児童が保育所等に通園している世帯の場合 （1）２人目 ・・・・・・・・・ 50%軽減 （2）３人目以降 ・・・・ 100%軽減
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

☆　障がい児(者)施設訪問看護サービス事業
52 ページをご覧ください。

保育所（障がい児保育）　→　市町村等の設置主体に利用申込みをしてください。

集団保育が可能な障がい児を受け入れます。

３　入所による療育・訓練を受けるには　（障がい児）

内　　容	**１　福祉型障害児入所施設（長野県信濃学園）** 18歳未満の障がい児が入所し、独立自活に必要な知識や技能等について指導、訓練を受けます。 （信濃学園の詳細は、下段をご覧ください。） **２　医療型障害児入所施設** 18 歳未満の障がい児が入所し、治療を受けるとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得したり、日常生活の指導を受けます。
利用できる方	児童相談所において調査・判定し、保健福祉事務所で給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム＞健康・福祉＞福祉一般＞社会福祉法人・施設＞社会福祉施設名簿
相談窓口	市町村障がい福祉担当課

☆長野県信濃学園のご案内

信濃学園では、利用者（主に知的障がい児）の方に豊かな生活の場を提供するために、保護者や関係機関と連携しながら、一人ひとりに適した支援を実施しています。

１　施設の設置・運営について

(1) 設　置　　長野県

(2) 運　営　　社会福祉法人　長野県社会福祉事業団

２　信濃学園では、在宅の障がい児の療育支援のために、以下の事業を行っています。

こまくさ教室	心身の発達に心配のあるお子さんの家庭での療育方法等について、医療・保健・福祉等の専門家が相談に応じます。
短期入所	在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、当該障がい児者を介護します。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
日中一時支援	障がいのあるお子さんについて、保護者の就労又は休息等のために、信濃学園で日中お預かりして支援を行います。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
お問い合わせ先	長野県信濃学園 〒390-1401　松本市波田 4417-8 電話　0263-92-2078　　ＦＡＸ　0263-92-5729 ホームページ　http://park7.wakwak.com/~shinano/index.html

10　教　育

１　教育についての相談を受けるには

教育相談　（障がい児）

内　　容	障がいのある幼児・児童・生徒の成長、発達を図るための教育相談を行います。
利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓　　口	長野県総合教育センター、特別支援学校、教育事務所

市町村の就学相談　（障がい児）

内　　容	市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な教育を行うため、就学について相談・支援をする委員会を設けています。
利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓　　口	市町村教育委員会

２　視覚・聴覚障がい幼児が早期教育を受けるには　（障がい児）

内　　容	視覚・聴覚に障がいのある幼児（３歳未満）の成長、発達を図るため、教育相談、早期教育を行う早期支援教室、幼稚部を特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい）に設置しています。 また、特別支援学校（聴覚障がい）には、幼児を対象とした、「きこえの教室」を茅野市、小諸市に開設しています。
利用できる方	障がいのある幼児とその保護者
窓　　口	長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校、松本ろう学校

３　特別支援学校への入学について

視覚障がい児（者）に対する教育

（視覚障がい児（者））

内　　容	視覚障がい児(者)のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。 高等部保健理療科、専攻科理療科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識、技能の修得に必要な教育を行います。
入学できる方	視覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（視覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（視覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野盲学校、松本盲学校

聴覚障がい児（者）に対する教育

（聴覚障がい児（者））

内　　容	聴覚障がい児(者)のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。 高等部においては、普通科のほか、被服、産業工芸の知識、技能の修得に必要な教育を行います。 また、高等部専攻科デザイン工学科（松本ろう学校設置）においては、コンピュータ技術の習得に必要な教育を行います。
入学できる方	聴覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（聴覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（聴覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野ろう学校、松本ろう学校

知的障がい児（者）に対する教育

（知的障がい児（者））

内　　容	知的障がい児(者)のために、発達の状態や社会性等を把握した上で、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。
入学できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（知的障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（知的障がい）の学校長（高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、特別支援学校（知的障がい）

肢体不自由児（者）に対する教育

（肢体不自由児（者））

内　　容	肢体不自由児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。
入学できる方	肢体に障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（肢体不自由）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（肢体不自由）の学校長（高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、花田養護学校、稲荷山養護学校

病弱児（者）に対する教育

（病弱・身体虚弱児（者））

内　　容	病弱・身体虚弱児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。
入学できる方	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の児童・生徒、または身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の児童・生徒で特別支援学校（病弱）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（病弱）の学校長（高等部）が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、若槻養護学校、寿台養護学校

4　特別支援学級について

知的障害特別支援学級

（知的障がい児）

内　　容	知的障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。
入級できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、小・中学校

自閉症・情緒障害特別支援学級

（自閉症・情緒障がい児）

内　　容	自閉症・情緒障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。
入級できる方	自閉症・情緒障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓　　口	市町村教育委員会、小・中学校

このほかに、病弱・身体虚弱特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、難聴特別支援学級があります。また、小・中学校の通常の学級に在籍する児童 生徒が普段は通常の学級で教育を受け、必要に応じて週に数時間、通級指導教室、特別支援学校等に通い、障がいの状態の改善又は克服のために自立活動を中心とした指導を受ける「通級による指導」も行っています。

詳細は、市町村教育委員会へお問い合わせください。

5　就学奨励費を受けるには

就学奨励費

（障がい児）

内　　容	障がいのある児童等の就学に必要な費用を負担します。
利用できる方	特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童等の保護者等又は、小・中学校に在籍する学校教育法施行令第 22 条の３に規定する障がいの程度に該当する児童等の保護者等
負担の内容	教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎経費、修学旅行費、学用品費、通学用品費等の全額又は一部を保護者等の収入に応じて負担します。
窓　　口	特別支援学校、小・中学校

このほか、通級による指導を受ける児童生徒は、その通学に係る特別に要する交通費のみを補助の対象とすることができます。詳細は、実施をしている市町村教育委員会へお問い合わせください。

☆　総合教育センター・教育事務所一覧表

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野県総合教育センター	399-0711	塩尻市片丘南唐沢 6342-4	0263-53-8800
東信教育事務所	384-0006	小諸市与良町 6-5-5	0267-31-0251
南信教育事務所	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6860
南信教育事務所 飯田事務所	395-0034	飯田市追手 2-678	0265-53-0461
中信教育事務所	390-0852	松本市島立 1020	0263-40-1976
北信教育事務所	380-0836	長野市南長野南県町 686-1	026-234-9551

☆　特別支援学校一覧表

特別支援学校（視覚障がい）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部 321	026-243-7789
松本盲学校	390-0802	松本市旭 2-11-66	0263-32-1815

特別支援学校（聴覚障がい）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野ろう学校	380-0803	長野市三輪 1-4-9	026-241-5320 FAX 026-244-9217
松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘 820	0263-58-3094 FAX 0263-85-1411

※軽度難聴児童･生徒を対象とした「通級指導教室」を松本ろう学校、長野ろう学校に開設しています。

特別支援学校（知的障がい）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東 1360	026-296-8393
伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪 8274	0265-72-2895
松本養護学校	390-1182	松本市今井 1535	0263-59-2234
松本信濃学園分室	390-1401	松本市波田 4417-5	0263-92-3000
上田養護学校	386-0153	上田市岩下 462-1	0268-35-2580
飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村 1396-2	0265-33-3711
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染 6113-2	0261-62-4920
小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原 824-3	0267-22-6300
飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田替田 220-1	0269-67-2580
諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見 11623-1	0266-62-5600
木曽養護学校	397-0001	木曽郡木曽町福島 1134-1	0264-22-3553
須坂市立 須坂支援学校	382-0013	須坂市須坂 780	026-245-0082

特別支援学校（肢体不自由）・（知的障がい）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場 1795	026-272-2068

特別支援学校（肢体不自由）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1	0266-28-3033

特別支援学校（病弱）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
若槻養護学校	381-0085	長野市上野 2-372-2	026-295-5060
寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘 811-88	0263-86-0046

国立大学法人附属特別支援学校（知的障がい）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
信州大学教育学部 附属特別支援学校	381-0016	長野市南堀 109	026-241-1177

11　社会生活力の向上

身体障害者更生相談所の巡回相談　（身体障がい者）

内　　容	県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医師・理学療法士・義肢装具士・ケースワーカー等によるチームを編成し、各地を巡回して、身体に障がいのある方の補装具の判定、その他相談に応じます。
利用できる方	身体に障がいのある方で各種の判定、相談等を受けたい方
相談、判定等の種類	(1) 補装具の相談、判定、適合判定 (2) その他更生相談に関すること
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

在宅重度身体障害者訪問診査　（在宅重度身体障害者）

内　　容	市町村が、医師・看護師・機能訓練士・身体障害者福祉司等によるチームを編成し、重度の身体障がい者の家庭を訪問し、健康診査、機能訓練指導、生活指導、その他各種の相談に応じます。
利用できる方	身体障害者更生相談所が実施する巡回相談に参加することが困難な在宅重度身体障がい者
窓　　口	市町村障がい福祉担当課

音声機能障がい者発声訓練　（音声機能障がい者）

内　　容	疾病等により喉頭を摘出した方に、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等を行います。
利用できる方	音声機能障がい者
事業の実施場所	長野：長野赤十字病院　松本：信州大学医学部附属病院 伊那：伊那中央総合病院　佐久：佐久総合病院 諏訪：諏訪赤十字病院　飯田：飯田市立病院
窓　　口	長野県信鈴会

視覚障がい者社会生活訓練　（視覚障がい者）

内　　容	中途失明者への点字指導等のほか、社会生活に必要な知識の習得に関する講座を開催します。
利用できる方	視覚障がい者
事業の内容等	(1) 中途失明者に訓練指導員を派遣し、感覚訓練、点字指導、盲人用具の使用、歩行指導等を行います。（おおむね６か月） (2) 歩行訓練、身辺や家事管理、コミュニケーション、福祉機器の活用方法等に関する知識の習得の講座を開催します。
窓　　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

聴覚障がい者社会生活訓練　（聴覚障がい者）

内　　容	社会生活に必要な知識の習得（講座の開講）や交流会等を行います。
利用できる方	聴覚障がい者
事業内容等	社会生活教室等
窓　　口	（福）長野県聴覚障害者協会

障がい者支え合い活動支援事業　（精神障がい者）

内　　容	当事者支援員が精神科病院や入所施設に入院・入所する障がい者や退院・退所後間もない障がい者及びその家族に対する面接及び訪問等による相談支援を行います。
利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓　　口	長野県ピアサポートネットワーク 〒380-0928　長野市若里 7-1-7　長野県社会福祉総合センター２階 電話　026-228-3344　　ＦＡＸ　026-224-3777

精神保健福祉相談事業　（精神障がい者）

内　　容	精神保健の向上を図るため、精神障がい者及び家族等に対し健康相談、家庭訪問等を行います。
利用できる方	精神障がい者及びその家族等
窓　　口	保健福祉事務所

☆長野県立総合リハビリテーションセンターのご案内

総合リハビリテーションセンターは、障がいのある方の医療・福祉相談や必要な判定を行う身体障害者更生相談所、身体障がい者、視覚障がい者、高次脳機能障がい者の方に訓練を提供するための障がい者支援施設、治療用装具・補装具の製作・修理を行う補装具制作施設、整形外科・神経内科を中心とした医療と必要な機能回復訓練等を提供する病院の４つの機能を併せもつ複合施設です。また、高次脳機能障害支援の拠点機関となっています。

１　更生相談室（身体障害者更生相談所）

判定業務		市町村からの依頼を受け、専門的・技術的立場から補装具費支給についての判定や自立支援医療（更生医療）の適否の判定等
相談業務	更生相談	身体障がいの方の全般的な相談
	巡回相談	障がいの状況や地理的理由で、来所できない障がい者の利便を図るため、県内各地に出向いて相談 ※平成 28 年度の予定は、ホームページをご覧ください。
身体障害者手帳の交付		身体障害者手帳の審査・発行 （申請は、市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へ）

２　障がい者支援施設

(1) 自立訓練（機能訓練）

身体機能または生活能力向上のために必要なサービスを提供

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方
定　員	62 名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間で 18 ヶ月以内 (頸髄損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある方は最長 3 年間)

(2) 自立訓練（生活訓練）

高次脳機能障害を持った方の生活能力の向上や社会復帰のために必要なサービスを提供

対　象	高次脳機能障害のため精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）で、模擬会社「ふるさと社」での高次脳機能訓練が必要と判断された方
定　員	６名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間で 24 ヶ月以内

(3) 就労移行支援

就労に必要な知識及び能力向上のためのサービスを実施

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方 高次脳機能障害のため精神保健福祉手帳をお持ちの方、または、高次脳機能障害と診断された方（要診断書）（65 歳未満の方が対象）
定　員	６名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間で 24 ヶ月以内

(4) 生活介護

常時介護を必要とする方に、入浴・排泄・食事の介護等のサービスを提供

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方（該当する障害程度区分の認定を受けていることが必要）
定　員	６名
利用期間	市町村がサービス支給決定した期間

上記、4 つの昼間実施サービスは、短期入所や通所でも利用することができます。

（5）施設入所支援

対　象	昼間実施サービスを利用される方で、通所による利用が困難な方（市町村の障害程度区分の認定が必要）
定　員	60 名
利用期間	昼間実施サービス提供期間内

（6）短期入所（ショートステイ）

認定された期間、居住の場を提供

対　象	身体障害者手帳をお持ちの方 障害程度区分認定を受けていることが必要（介護保険施設利用が優先となる場合もあります。）
定　員	４名
利用期間	お住まいの市町村の認定した期間

その他特徴的な訓練

（1）自動車運転訓練

障がい者用改造車で、上肢による運転操作、片上下肢による運転操作などを訓練します。

事前に医学的な診断や、身体的な機能評価及び実車評価を受けていただき、訓練が必要と判断された方について、自動車訓練サービスを提供させていただきます。

取得訓練	主に身体障がい者用に改造された教習車を必要とされる方を対象にしています。 (免許証に限定条件が必要ない方は、一般の自動車教習所での教習が可能であるため)
習熟訓練	既に免許証をお持ちの方で、障がいのため運転に対する不安がある方について、所内の運転訓練場での訓練を経た上で、所定の一般道路での訓練を行います。

（2）ＣＡＤ操作

在宅での仕事の幅を広げるため、ＡｕｔｏＣＡＤ操作を訓練します。

３　補装具製作施設

対 象	治療用装具、補装具の製作・修理を希望する方
手続き	治療用装具を希望する方は、予めお電話で外来診療予約をお願いします。 身体障害者手帳をお持ちで、補装具の製作・修理を希望する方は、市町村の障がい福祉担当課、労災の方は労働局にご相談ください。

４　病院

対　象	身体の障がいの軽減や障がい発生の未然防止の医療が必要な方
常勤医師	整形外科医５名、神経内科医１名、麻酔科医１名、泌尿器科医（非常勤医）:1名（月２回）
外　来	完全予約制 予約受付：月曜日～金曜日、午後１時～午後４時 ※予約の受付は、土・日・祝祭日は行っていません
病　棟	２病棟（80 床） 整形外科手術治療、神経内科、整形外科の医療、リハビリ訓練

５　高次脳機能障害支援拠点機関

北信地区の拠点施設の指定を受け、病院・施設等が連携し、高次脳機能障害の相談や診断、家族支援を行うとともに、高次脳機能障害への理解を深めるため研修会を実施。

（他の高次脳機能障害の拠点施設については、102 ページをご覧ください。）

長野県立総合リハビリテーションセンター
住所　〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1
電話　026-296-3953（代表）　　ＦＡＸ　026-296-3943

12　働　く　場（雇用）

1　職業訓練を受けるには

公共職業訓練

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等）

内　　容	職業に就こうとしている方の適性や地域の雇用ニーズ等に対応した職業訓練を実施しています。
訓 練 期 間	職種により１か月から２年
訓 練 手 当 等	公共職業安定所長の受講指示を受けた方に、訓練手当が支給されます。 手当額　(1) 基本手当日額（２級地）3,930 円（３級地）3,530円 (2) 受講手当日額500円
窓　　口	公共職業安定所

一般職場適応訓練

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等）

内　　容	作業環境に適応することを容易にするための職業訓練を、事業主に委託して実施します。当該職業訓練は、訓練終了後に事業主が訓練対象者を雇用することを予定しています。
訓 練 期 間	原則として６か月（中小企業及び重度障がい者は１年）以内
訓 練 手 当 等	1　公共職業安定所長の指示により訓練を受ける障がい者等に訓練手当が支給されます。 手当額　(1)　基本手当日額（2級地）3,930円　（3級地）3,530円 (2)　受講手当日額500円 2　知事の委託を受けて訓練を実施する事業主に委託料を支給します。 委託料　訓練生1人につき月額24,000円 （重度障がい者については月額25,000円）
窓　　口	公共職業安定所

短期職場適応訓練（職場実習）

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等）

内　　容	作業環境に適応することを容易にするための職業訓練を、事業主に委託して実施します。実際に従事することになる仕事を経験することで、訓練対象者は就業の自信をつけ、事業主は対象者の技能程度・適応性の有無等を把握します。
訓 練 期 間	原則として２週間（重度障がい者は４週間）以内
訓 練 手 当 等	1　公共職業安定所長の指示により訓練を受ける障がい者等に訓練手当が支給されます。 手当額　(1)　基本手当日額（２級地）3,930円　（３級地）3,530円 (2)　受講手当日額500円 2　知事の委託を受けて訓練を実施する事業主に委託料を支給します。 委託料　訓練生１人につき月額960円 （重度障がい者については月額1,000円）
窓　　口	公共職業安定所

盲人ホーム

（視覚障がい児者）

内　　容	あん摩師、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な方に、必要な技術指導を行い、自立更生を目指す施設です。
窓　　口	長野県盲人ホーム　（設置主体（福）長野県視覚障害者福祉協会） 〒390-0802　松本市旭2-11-39 電話　0263-32-5632

２　就職をするには

自動車運転免許の取得

（身体障がい者）

内　　容	18歳以上の身体障害者手帳所持者が自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合、厚生労働省の委託により「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。
利用できる方	次の用件を全て満たすことが必要です。 (1) 公共職業安定所に求職登録してある方 (2) 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方 (3) 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
窓　　口	身体障害者運転能力開発訓練センター 通称 東園（あずまえん） 月曜定休 〒352-0023埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 電話048-481-2711 FAX048-481-6578
そ　の　他	(1) 検定料、宿泊施設利用料等は有料です。 (2) 入所日は、１・４・７・10各月初めで、教習期間は３か月です。 (3) 宿泊施設もあります。

職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

（知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	知的障がい者、精神障がい者等の職場での適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣することにより、きめ細かな人的支援を実施。支援の内容例としては、職務を円滑に遂行するために必要な技能に関する指導、職場における対象障がい者の特性に関する理解の促進に係わる援助を行う事業です。
窓　　口	長野障害者職業センター

障害者トライアル雇用事業

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業です。
窓　　口	公共職業安定所

３　障がい者を雇用する企業が助成を受けるには

障がい者雇用企業への助成

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障がい者を雇用するために、事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を実施する費用の助成、賃金の一部を助成する制度を設け、障がい者の雇用の促進と安定を図ります。
主な助成金等	(1)　障害者作業施設設置等助成金 (2)　障害者福祉施設設置等助成金 (3)　障害者介助等助成金 (4)　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 (5)　重度障害者等通勤対策助成金 (6)　障害者職業能力開発助成金 (7)　特定求職者雇用開発助成金 (8)　障害者トライアル雇用奨励金 (9)　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 (10)　障害者雇用安定奨励金 (11)　障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金） (12)　中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 (13)　障害者職場復帰支援助成金
窓　　口	(1) ～ (5) 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部　高齢・障害者業務課 (6) ～ (13) 公共職業安定所

☆県内公共職業安定所（ハローワーク）一覧

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話
長　　野	380-0935	長野市中御所3-2-3	026-228-1300
松　　本	390-0828	松本市庄内3-6-21	0263-27-0111
上　　田	386-8609	上田市天神2-4-70	0268-23-8609
飯　　田	395-8609	飯田市大久保町2637-3	0265-24-8609
伊　　那	396-8609	伊那市狐島4098-3	0265-73-8609
篠　ノ　井	388-8007	長野市篠ノ井布施高田826-1	026-293-8609
飯　　山	389-2253	飯山市飯山186-4	0269-62-8609
木　曽　福　島	397-8609	木曽郡木曽町福島5056-1	0264-22-2233
佐　　久	385-8609	佐久市原565-1	0267-62-8609
小諸出張所	384-8609	小諸市御幸町2-3-18	0267-23-8609
大　　町	398-0002	大町市大字大町字才ノ神2715-4	0261-22-0340
須　　坂	382-0099	須坂市墨板2-2-17	026-248-8609
諏　　訪	392-0021	諏訪市上川3-2503-1	0266-58-8609
岡谷出張所	394-0027	岡谷市中央町1-8-4	0266-23-8609

※ 障がい者に関するお問い合わせは、公共職業安定所の障害者専門窓口へお願いします。

４ 職業訓練、相談、職場定着

長野障害者職業センター

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障がいのある方に対して、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の支援機関と連携しながら、職業相談や職業評価、必要な方に対しては職業準備支援事業やジョブコーチ支援事業を活用した支援を行います。また、障がい者を雇用中あるいは雇用しようとしている事業主に対しても、雇い入れや雇用管理に係る助言・援助を行います。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774

工科短期大学校

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	急速な技術革新の進展に伴う新たな技術に柔軟に対応できる高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者を養成するため、２年間の高度職業訓練を実施するとともに、現在在職している方のより高度で専門的な技術を習得したいというニーズに応えるため、短期のセミナーを実施します。 障がいのある学生又は受講生を受け入れるため、校舎にエレベーター及び点字ブロックを設けるほか、一部校には車イス対応の学生寮も用意してあります。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
工科短期大学校	386-1211	上田市下之郷813－8	0268-39-1111
南信工科短期大学校	399-4511	上伊那郡南箕輪村8304-190	0265-71-5051

技術専門校

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	職業に必要な能力を開発し、向上させるため、本人の希望・適性・職業経験等に応じて職業訓練を行います。ものづくり系の科目を中心とした常設の施設内訓練（６月～２年）のほかに、専修学校等を活用した委託訓練（ＩＴ実務、介護福祉など）も行っています。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
長野技術専門校	388-8011	長野市篠ノ井布施五明3537	026-292-2341
松本技術専門校	399-0011	松本市寿北7-16-1	0263-58-3158
岡谷技術専門校	394-0004	岡谷市神明町2-1-36	0266-22-2165
飯田技術専門校	395-0823	飯田市松尾明7508-3	0265-22-1067
佐久技術専門校	385-0042	佐久市高柳346-4	0267-62-0549
上松技術専門校	399-5607	木曽郡上松町大字小川3540	0264-52-3330

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　長野支部　高齢・障害者業務課

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用納付金の徴収及び助成金等の支給を行っているほか、障がい者雇用への関心と理解を深めるため、アビリンピックの開催等の広報・啓発等を行っています。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　長野支部　高齢・障害者業務課	381-0043	長野市吉田4-25-12	026-258-6001

長野県が行う職業紹介事業

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	就職を希望する障がい者に対して、本人の希望・適性に沿った求人情報を提供するため、ハローワーク求人情報を活用し、職業紹介機能の充実を図り、就職に結び付けます。５人の求人開拓員を配置し、障がい者福祉関係機関の相談・生活支援機能と連携した職業紹介を実施します。

求人開拓員配置事務所	配置数	担当区域	連絡先
佐久地方事務所商工観光課	1	南佐久郡、北佐久郡、小県郡、小諸市、佐久市、上田市、東御市	0267-63-3157
上伊那地方事務所商工観光課	1	諏訪郡、上伊那郡、木曽郡、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市	0265-76-6832
下伊那地方事務所商工観光課	1	下伊那郡、飯田市	0265-53-0431
松本地方事務所商工観光課	1	東筑摩郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	0263-40-1932
長野地方事務所商工観光課	1	埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市	026-234-9527

上記の求人開拓員配置事務所以外でも、職業紹介や相談受付を行っています。

窓　口	連絡先
上小地方事務所　商工観光課	0268-25-7140
諏訪地方事務所　商工観光課	0266-57-2922
木曽地方事務所　商工観光建築課	0264-25-2228
北安曇地方事務所　商工観光建築課	0261-23-6523
北信地方事務所　商工観光課	0269-23-0219

地域連携促進コーディネーター　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	就労継続支援Ｂ型事業所等を利用する障がい者の収入増加により自立を促進するため、事業所等と地域の企業・農業者等とを結び付け、就労活動の活性化を図るスタッフを圏域の社会福祉総合センター等に設置し、障がい者の地域生活の安定と福祉の向上を図ります。

担当地域		〒	駐　在　先	電　話
東信	佐久、上小	389-0515	東御市田中185-2 （地域活動支援センターさくら）	0268-75-0603
北信	長野、北信	380-0928	長野市若里7-1-7 （長野県セルプセンター協議会）	026-291-8280
中信 南信	松本、大北	399-8303	安曇野市穂高9181 穂高健康支援センター内 （松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ）	0263-31-5844
	塩尻、諏訪 木曽	390-0833	松本市双葉4-8 （松本圏域障害者総合相談支援センターＷｉsh）	0263-26-1313
	上伊那、飯伊	399-4511	上伊那郡南箕輪村6451-1 （上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ）	0265-74-5627

障がい者ＩＴサポートセンター　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	高度情報化社会の進展に伴い、情報のバリアフリー化を推進し、ひいては障がい者のＩＴを活用したテレワーク等の就労支援を行うため、障がい者等からのＩＴに関する利用相談・情報提供を行い、タブレット端末講習会を開催するなど、ＩＴ活用能力の向上を図る総合的なサービスを行います。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
長野県障がい者ＩＴ サポートセンター	390-0814	松本市本庄1丁目4番地10 KOMATSUマンション１階	0263-88-2901

ＯＪＴによる障がい者の就労促進事業　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	ＯＪＴ（職場実習）の場を通じて企業と障がいのある方のマッチング機会を拡大し、障がいのある方の一般企業等への就労を促進するため、ＯＪＴをサポートする「ＯＪＴ推進員」の派遣や実践的な短期トレーニングを促進しています。

事　業　名	内　　容
ＯＪＴ推進員派遣事業	企業の方や障がいのある方が不安に感じていることや、困っていることなどに対して、就労支援経験が豊富な「ＯＪＴ推進員」がそれぞれの不安解消に向けて、ＯＪＴをサポートします。
障がい者短期 トレーニング促進事業	企業等で、障がいのある方がより実践的な短期のトレーニングを行う場合に、安心して行えるように必要な経費を助成します。 １人１回につき１ヶ月以内、実習時間は合計60時間以内 (1) 実習者への手当　実習1日あたり500円 (2) 傷害保険への加入
窓　　口	障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センター（就業支援ワーカー）

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	障がい保健福祉圏域ごとに、就業支援ワーカーを配置し、障がいのある方の就職や職場定着支援を行います。

名　　称	〒	所　在　地	電　話
佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ	385-0022	佐久市岩村田1880-4	0267-66-3563
上小圏域障害者就業・生活支援センターSHAKE	386-0012	上田市中央3-5-１ （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-27-2039
諏訪圏域障がい者就業・生活支援センターすわーくらいふ	392-0027	諏訪市湖岸通り5-18-23	0266-54-7013
上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター	399-4511	上伊那郡南箕輪村6451-1	0265-74-5627
飯伊圏域障がい者就業・生活支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1 （さんとぴあ飯田１階）	0265-24-3182
木曽圏域障害者就業・生活支援センター	399-5607	木曽郡上松町大字小川1702 （ひのきの里総合福祉センター内）	0264-52-2494
松本圏域障害者就業・生活支援センターらいと	390-0817	松本市巾上11-20	0263-88-5146
大北圏域障害者就業・生活支援センター	398-0002	大町市大町1129	0261-26-3855
長野圏域障害者就業・生活支援センター	380-0935	長野市中御所3-2-１ （カネカビル１階）	026-214-3737
ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター	389-2254	飯山市南町19-8 （雁木ぷらざ内）	0269-62-1344

13　各種割引制度

1　運賃等の割引を受けるには

鉄道運賃の割引

（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	次のとおり割引されます。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>第１種身体障害者
第１種知的障害者
介護者</td><td>第２種身体障害者
第２種知的障害者</td><td>指定救護施設
（障害児入所施設等）
等の入所児者</td></tr>
<tr><td>普通乗車券</td><td>単独又は介護者とともに乗車船する場合</td><td>単独で乗車船する場合</td><td rowspan="2">単独又は介護者とともに乗車船する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">（単独の場合、片道営業距離数が100ｋｍを超える区間）</td></tr>
<tr><td>定期乗車券</td><td>介護者とともに乗車船する場合</td><td>12 歳未満の障がい者が介護者とともに乗車船する場合</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">（12歳未満の障がい者の場合、介護者のみが対象）</td></tr>
<tr><td>回数乗車券</td><td>介護者とともに乗車船する場合</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>急行券</td><td>介護者とともに乗車船する場合</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>割引率</td><td colspan="3">50%</td></tr>
<tr><td>手続</td><td colspan="2">みどりの窓口で手帳を呈示し、口頭又は申込書をもって割引乗車券を購入してください。
大人の第１種障害者及びその介護者が片道100㎞以内の普通片道乗車券を購入する場合は、自動券売機で購入した小人用乗車券でも乗車船することができます。
ただし、乗降に伴う改札の際に手帳の呈示が必要です。</td><td>指定救護施設の代表者が発行する割引証をみどりの窓口で呈示し、割引乗車券を購入してください。</td></tr>
</table>

＊　上記については、ＪＲ各社の経営する鉄道等に適用となりますので、その他の民間鉄道については、各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

第１種障害者及び第２種障害者は、おおむね次のように区分されます。

	等級 / 障がい		1級	2級	3級	4級	5級	6級
第１種	視覚		■	■	■	■		
	聴覚			■	■			
	平衡							
	音声・言語							
	そしゃく							
	上肢		■	■				
	下肢		■	■	■			
	体幹		■	■	■			
	内部	ぼうこう直腸	■		■			
		上記以外	■	■	■	■		
	知的障がい		療育手帳Ａ１、Ａ２所持者					

	等級 / 障がい		1級	2級	3級	4級	5級	6級
第２種	視覚					■	■	■
	聴覚					■		■
	平衡				■		■	
	音声・言語				■	■		
	そしゃく				■	■		
	上肢			■	■	■	■	■
	下肢				■	■	■	■
	体幹						■	
	内部	ぼうこう直腸				■		
		上記以外						
	知的障がい		療育手帳Ｂ１、Ｂ２所持者					

（注）

1　脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

2　一部の私鉄では、距離制限等の緩和措置が取られています。

利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者
窓　　口	各駅の乗車船券発売窓口
手　　続	手帳の呈示又は割引証の提出

＊　しなの鉄道（株）では精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、普通乗車券・定期乗車券等の５割割引を行っています。

バス運賃の割引　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>次のとおり割引されます。
<table><tr><td>区　　分</td><td>割引率</td></tr><tr><td>普通乗車券</td><td>５割引</td></tr></table>（定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。）</td></tr>
<tr><td>利用できる方</td><td>(1) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
(2) 精神障がい者の方については、各会社の判断によります。</td></tr>
<tr><td>手　　続</td><td>手帳を乗車券発売窓口で呈示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を運転手に呈示し割引料金を支払ってください。</td></tr>
</table>

タクシー運賃の割引　（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	タクシーの運賃が 10%割引になります。（時間制運賃を含む） （相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象となります。） ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は、割引対象外です。
利用できる方	身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者
手　　続	乗車の際、運転手に手帳を呈示してください。

航空旅客運賃の割引　（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	各航空会社が国内路線ごとに設定しています。
利用できる方	主な対象者は以下のとおり。（各航空会社により異なります） (1) 身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者 (2) 第１種身体障害者又は第１種知的障害者の介護者（１名）
手　　続	手帳を窓口にて呈示してください。

有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引　　（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	次のとおり割引されます。	
適 用 範 囲	運転者が本人の場合	運転者が介護者の場合
利用できる方	すべての身体障害者	第１種身体障害者 第１種知的障害者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等（営業用を除く）	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等（営業用を除く）
割　引　率	50%以内	
窓　　口	市福祉事務所、町村障がい福祉担当課	
手　　続	あらかじめ市福祉事務所又は町村において、手帳の所定の欄に自動車登録番号等の記載を受けてください。 料金所において、手帳を呈示してください。 また、所定の手続によりＥＴＣによる割引が受けられます。	

２ 郵便料金の免除・点字ゆうパック等の運賃の適用を受けるには

点字郵便物等の無料扱い　　（重度視覚障がい者等）

内　　容	点字郵便物、特定録音物等郵便物の郵便料金が無料になります。 （速達、書留等の特殊取扱いは有料です。）
対　　象	(1) 点字郵便物は点字のみを内容とするものを指します。 (2) 特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので日本郵便株式会社の指定する施設が発受するものを指します。 (3) 点字郵便物、特定録音物等郵便物ともに重量は３kg までで、開封とし郵便物の表面左上部（横に長いものは表面右上部）に「点字用郵便」と明瞭に記載します。
窓　　口	郵便局

点字ゆうパック等の運賃　（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	点字ゆうパック（小包）、心身障がい者用ゆうメール（冊子小包）、聴覚障がい者用ゆうパック（小包）の運賃がそれぞれ適用されます。
対　　象	(1) 点字ゆうパックは、点字のみを内容とするものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパックラベルの摘要欄に「点字ゆうパック」と記載。） ・・・サイズ区分により、100円～720円 (2) 心身障がい者用ゆうメールは、身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受される冊子とした印刷物を内容とするものを指します。 （重量は３kgまで。表面に「図書館用ゆうメール」と記載。） ・・・重量により、90円～305円 (3) 聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で発受されるものを指します。 （重量は30kgまで。ゆうパックラベルの摘要欄に「聴覚障がい者用ゆうパック」と記載。） ・・・サイズ区分により、100円～720円
窓　　口	郵便局

３ 青い鳥郵便葉書の無償配布を受けるには　（身体障がい者・知的障がい者）

内　　容	申出者一人につき通常郵便葉書（20枚）が、無償配布されます。 ※無償配布される葉書は通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）の中から選ぶことができます。
対 象 者	重度の身体障がい者（１級又は２級の方）及び重度の知的障がい者（療育手帳にＡ（又は１度、２度）と表記されている方）で配布を希望される方
申 出 期 間	毎年４月１日～５月31日 ※それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は、翌営業日が対象となります。
申出の方法	《郵便局での申出方法》 お近くの郵便局（簡易郵便局を除く。）に療育手帳等を提示の上、所定の用紙に必要事項を記入し提出してください。 《郵送での申出方法》 郵送での申し出を希望される方は、所定の用紙に必要事項を記入し、住所又は居所のお近くに所在する郵便局（簡易郵便局を除く。）に郵送してください。
配布の方法	青い鳥郵便葉書は、配布開始日（４月20日）以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便局から郵送されます。 また、配布開始日以降、申出者の住所又は居所の集配を受け持つ郵便局に直接申し込まれた場合は、その場でお渡しすることもできます。 ※詳細はお近くの郵便局へお問い合わせください。

４ ＮＨＫ受信料の免除を受けるには

（身体障がい者・知的障がい者･精神障がい者）

<table>
<tr><td rowspan="2">内容</td><td>
次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。
<table>
<tr><td></td><td>対　象</td><td>適　用　条　件</td></tr>
<tr><td rowspan="6">全額免除</td><td>公的扶助受給者</td><td>(1) 生活保護法に規定する扶助を受けている場合
(2) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合
(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税の身体障害者</td><td>身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税の知的障害者</td><td>所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</td></tr>
<tr><td>市町村民税非課税の精神障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</td></tr>
<tr><td>社会福祉事業施設入所者</td><td>社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5">半額免除</td><td>視覚・聴覚障害者</td><td>視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合</td></tr>
<tr><td>重度の身体障害者</td><td>身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合</td></tr>
<tr><td>重度の知的障害者</td><td>所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合</td></tr>
<tr><td>重度の精神障害者</td><td>精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合</td></tr>
<tr><td>重度の戦傷病者</td><td>戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>窓口</td><td>ＮＨＫ、市町村障がい福祉担当課</td></tr>
</table>

５ 携帯電話関連のサービスを受けるには

携帯電話の割引サービス　　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）
点字請求サービス

携帯電話各社で割引サービス等を行っています。サービスの内容は随時変わりますので、最新の情報は、各社へお問い合わせください。

ＮＴＴドコモ

電　　話 ≪ドコモインフォメーションセンター≫	(1) ドコモの携帯電話から　　(局番なしの)151（無料） (2) 一般電話等から　　0120-800-000（無料） ※一部のＩＰ電話からは接続できない場合があります。 ※受付時間：午前９時～午後８時(年中無休)
メール	(1) パソコン等から https://www.nttdocomo.co.jp/charge/discount/hearty/inquiry/index.html (2) ｉモードから　　ｉ Menu → お客様サポート→お問い合わせ (3) スマートフォンから d menu → My docomo（お客様サポート） → お客様サポート → お問い合わせ → メールでのお問い合わせ
ＦＡＸ	0120-245-130 ※ご連絡先（氏名、住所、携帯電話番号、ＦＡＸ番号）を忘れずにご記入のうえ、送信してください。 ご連絡先が明記されていないなどの理由で、返信できないことがあります。 また回答にはお時間がかかる場合があります。予めご了承ください。
その他	(1) ホームページ　ホーム　https://www.nttdocomo.co.jp/ (2) ホームページ　割引サービス https://www.nttdocomo.co.jp/charge/discount/hearty/ (3) 点字請求サービス 「ドコモインフォメーションセンター」へお問い合わせください。

ａｕ

総合案内	(1) au の携帯電話から　　(局番なしの) 157（無料） (2) 一般電話等から　　0077-7-111（無料） ※受付時間：午前９時～午後８時（年中無休）
その他	(1) ホームページ　ホーム　http://www.au.kddi.com/ (2) ホームページ　割引サービス http://www.au.kddi.com/mobile/charge/other-discount/smile-heart/ (3) 点字請求サービス　「総合案内」へお問い合わせください。

ソフトバンク

総合案内	(1) ソフトバンクの携帯電話からの場合　(局番なしの) 157（無料） (2) 一般電話等からの場合　　0800-919-0157（無料） ※受付時間：午前９時～午後８時
その他	(1) ホームページ　ホーム　http://www.softbank.jp/mobile/ (2) ホームページ　割引サービス http://www.softbank.jp/mobile/price_plan/options/heartfrend-white-plan/

14　視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報支援に関すること

１ 情報の提供を受けるには

点字・声による即時情報の提供

（視覚障がい者）

内　　容	新聞、雑誌等で毎日流れる新しい情報を点字及び音声（電話ナビゲーションサービス　電話 0570-021802）により提供します。
窓　　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

点字広報、テープ広報の発行等

（視覚障がい者）

内　　容	点字及びテープによる「広報ながのけん」を作成し、視覚障がい者の方に配布しています。 また、日常生活上必要な情報を、点訳、朗読ボランティアの協力により提供します。
窓　　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会・県企画振興部広報県民課

２ ＣＤ・ＤＶＤ・図書等を借りるには

点字図書、声の図書等の貸出

（視覚障がい者）

内　　容	点字図書、声の図書（ＣＤ・テープ）、ＣＤ図書朗読機の貸出を行います。
窓　　口	上田点字図書館（〒386-0014　上田市材木町 1-2-5　電話 0268-22-1975）

録音テープの貸出

（視覚障がい者）

内　　容	小説や教養・娯楽に関する図書等の朗読録音テープの貸出を行います。
窓　　口	（福）長野県視覚障害者福祉協会

字幕入りＤＶＤの貸出

（聴覚障がい者）

内　　容	字幕入り又は手話入りのＤＶＤの貸出を行います。
窓　　口	長野県聴覚障がい者情報センター、（福）長野県聴覚障害者協会

※聴覚障がい者情報センターの詳細は、85 ページをご覧ください。

３ ＮＴＴ関連のサービスを受けるには

総 合 内 容	ＮＴＴ東日本長野支店　企画総務部内　広報担当 電話　026-225-2037　　ＦＡＸ　026-225-4484 インターネットによるお問い合わせ http://www.ntt-east.co.jp/philan/tele-com/

無料電話番号案内（ふれあい案内）　　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	電話番号が無料で案内されます。
利用できる方	(1)　身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方 ア　視覚障がい者（1～６級） イ　肢体不自由者【上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】（１、２級） (2)　戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方 ア　視力の障がい(特別項症～第６項症) イ　上肢の障がい(特別項症～第２項症) (3)　療育手帳をお持ちの方 (4)　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
申 込 の 方 法	下記の連絡先にお問い合わせください。
連　絡　先	電話　0120-104174 受付時間：９:00～17:00（土曜･日曜･祝日及び年末年始を除く）

ＦＡＸによるサービス

（聴覚障がい者等）

<table>
<tr><td>内　　容
及び
お問合せ先</td><td>
下記サービスのＦＡＸ通話料が無料となります。
<table>
<tr><th>ＦＡＸによるサービス及び内容</th><th>ＦＡＸ番号</th><th>受付時間</th></tr>
<tr><td>〔ＮＴＴふれあいＦＡＸ〕
電話の移転、ご注文、故障等のご相談をはじめ、サービスのお問い合わせ等、ＮＴＴへのご相談をお受けします。</td><td>信越エリア
（長野・新潟）
0120-700133</td><td>受付時間終了後に送信いただいた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</td></tr>
<tr><td>〔ＮＴＴ　ＦＡＸ104 番〕
電話・ＦＡＸ番号のお問い合わせをお受けします。
<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>料　金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">昼間・夜間
（午前8時～午後11時）</td><td colspan="2">月に1案内の場合</td><td>60円（税抜）/案内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">月に2案内以上の場合</td><td>1案内分</td><td>60円（税抜）/案内</td></tr>
<tr><td>1案内を超える部分</td><td>90円（税抜）/案内</td></tr>
<tr><td colspan="3">深夜・早朝（午後11時～翌朝8時）</td><td>150円（税抜）/案内</td></tr>
</table></td><td>0120-000104</td><td>24 時間</td></tr>
<tr><td>〔ＮＴＴ　ＦＡＸ115 番〕
電報のお申込みをお受けします。
※電報料金ご請求先の確認のため（電話番号等）事前登録が必要です。
事前登録申込先ＦＡＸ：0120-433115
（受付時間：９：00～17：00（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く））</td><td>0120-789379</td><td>８：00～22：00</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

電話お願い手帳

（聴覚障がい者等）

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>耳や言葉が不自由な方に、外出先で周囲の方に何かを尋ねたり、お願いしたりする際に利用していただく手帳です。ＮＴＴ東日本の各支店、市・区役所等の福祉課、障がい者団体等を通じ、無料で配布しています。
ご希望の方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>お問合せ先</td><td>ＮＴＴ東日本長野支店　総務広報担当
電話　026-225-2037　　ＦＡＸ　026-225-4484</td></tr>
</table>

４　磁気ループ等について

（聴覚障がい者）

内　　容	長野県内では、下記の施設に磁気ループ等が設置されています。 携帯型磁気ループは、貸出も可能です。ご利用希望の場合は、下記施設まで事前にご相談ください。また、ホールでの利用は、公演主催者まで事前にご相談ください。 ※　磁気ループ（集団補聴システム）とは 補聴器を利用されている方にとって、人が多く周囲が騒がしい場所等では雑音により音声の聞き取りが難しい場合があります。 磁気ループ（集団補聴システム）は、マイクを通じた音声を直接補聴器へ伝え、雑音の少ないクリアな音声を聴くことができるようにする装置です。 磁気ループには、持ち運びが可能な「携帯型」や、建物の床下等に埋設されている「設置型」があります。 ※　ＦＭトランスミッターとは、ＦＭ放送に準拠した変調信号で放送周波数帯の電波を送信する装置で、ＦＭ補聴器を利用される方に、雑音の少ないクリアな音声を届けることができます。
申込の方法	下記の連絡先へお問い合わせください。

☆磁気ループ設置施設

施設名	連絡先	貸出等について
長野県障がい者福祉センター サンアップル（長野市）	電話　026-295-3111 FAX　026-295-3511	ホールと会議室に設置されています。 磁気ループ用補聴器の貸出もしています。
長野県聴覚障がい者情報 センター（長野市）	電話　026-295-3530 FAX　026-295-3567	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。
(福)長野県聴覚障害者協会 （長野市）	電話　026-295-3612 FAX　026-295-3610	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。
安曇野市役所　福祉課	電話　0263-71-2251 FAX　0263-71-2328	携帯型磁気ループです。 利用内容により貸出もしています。
松川村役場　福祉課	電話　0261-62-3290 FAX　0261-62-1030	携帯型磁気ループです。 貸出もしています。
まつもと市民芸術館 （松本市）	利用を希望する場合は事前に公演主催者にご相談ください。	主ホールに設置されています。 一部座席でのみ利用が可能です。
塩尻市市民交流センター 市民交流センター交流支援課	電話　0263-53-3350 FAX　0263-53-3362	多目的ホールに設置されています。

☆ＦＭトランスミッター設置施設

塩尻市文化会館 レザンホール（塩尻市）	利用を希望する場合は事前に公演主催者にご相談ください。	大ホール・中ホール内で使用可能です。 受信機の貸し出しも可能です。

☆長野県聴覚障がい者情報センターのご案内

1　施設の運営管理について

(1) 設　　置　　長野県
(2) 運　　営　　社会福祉法人　長野県聴覚障害者協会

2　事業内容ついて

（聴覚障がい者）

内　　容	長野県聴覚障がい者情報センターは、長野県の聴覚障がい者情報提供施設として、県内の聴覚障がい者への情報提供と社会参加の促進の支援を図るとともに、関係機関・関係団体と連携し聴覚障がい者の理解と啓発を積極的に取り組む聴覚障がい福祉の拠点施設です。
	聴覚障がい者の自立と社会参加支援 ・ＤＶＤ等の閲覧貸出 　・図書、朗読ＣＤ、ＤＶＤ等の閲覧貸出 　・聴覚障がい団体・関係機関への字幕付ＤＶＤ目録の配布 　・字幕付きＤＶＤ等の移動貸出会 ・ＤＶＤ制作及び上映会 　・ＤＶＤ字幕（手話）の付加 　・字幕付ＤＶＤ上映会 　・字幕ボランティアの養成 ・聴覚障がい者の生活相談 　・日常生活における各種（医療・学校等）相談 　・巡回相談会、関係機関と連携 　・補聴器相談、支援人材育成 ・コミュニケーション支援 　・手話通訳・要約筆記等の派遣のコーディネート 　・手話通訳等の研修、資格試験受験者等支援 　・リレーサービス ・聴覚障がい者の生活講座 　・聴覚障がい者の生活講座等 ・広報・啓発事業 　・広報「情報センターだより」発行 　・ホームページ、メールマガジンによる情報提供 ・関係団体との連携 　・関係団体等事業への参加促進 ・情報機器貸出事業 　・コミュニケーション活動等の支援
利用時間	火曜日～土曜日　９:00～21:00 日曜日、休日　　９:00～17:00
休 館 日	毎週月曜日、毎月第２火曜日、休日の翌日、年末年始等
貸出の詳細	(1) 図書、朗読ＣＤ、字幕付きＤＶＤの貸出は、無料です。 (2) 字幕付きＤＶＤについては、郵送による貸出も行っています。 （こちらについては、返送料の自己負担があります。）
お問合せ先	長野県聴覚障がい者情報センター 〒381-0008　長野市下駒沢586（県障がい者福祉センター（サンアップル）内） 電話　026-295-3530　　ＦＡＸ　026-295-3567

15　スポーツ・文化

1　スポーツ・行事開催一覧

名　　称	内　　容　　等	時期・会場
地区障がい者スポーツ大会	障がい者の体力の維持増強と、地域住民の理解を深めるため、身近で参加できる大会を開催する。	５月～７月 県内 10 地区他
県障がい者スポーツ大会	個人種目６競技、団体種目３競技を実施し、参加予定選手数で 1,400 人超となる障がい者スポーツの県大会。 障がいのある選手が、この大会に参加し、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与する。	９月 11 日(日) 松本平広域公園他
県障がい者スキー大会	障がいのある選手が、スキー競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与する。	1 月下旬～ ２月上旬 飯綱高原スキー場
信州アール・ブリュット展（仮称）	障がい者の創作活動の発信の場と障がい者の創作した芸術作品を広く県民が鑑賞する機会を設け、その優れた芸術性や創造性に対する認識を高め、障がい者の文化芸術活動の振興を図る。	12 月 ホクト文化ホール １月 茅野市民館 １月中旬 銀座ＮＡＧＡＮＯ
長野県障がい者文化芸術祭～夢・アートフェスタながの～	障がい者の様々な文化芸術活動の成果を発表し、障がいのある人もない人も共に出会いとふれあいの輪を広げることにより、障がい者の社会参加の促進を図る。	９月 17 日(土) ～９月 18 日(日) 長野県障がい者福祉センター (サンアップル)
障害者週間	県民の一人ひとりが障がい者を正しく理解し、障がい者の社会参加を可能とする社会づくりをめざすため、啓発事業を行う。	12 月３日(土) ～12 月９日(金)
ながのアビリンピック （障がい者技能競技大会）	障がい者の職業能力の開発及び向上を図り、社会における障がい者に対する理解を深め、障がい者の雇用の安定及び促進を図る。	７月 23 日(土) M ウイング (松本市中央公民館)
歯っぴーながの８０２０推進県民大会	県民に正しい口腔衛生知識の普及に努め、あわせて関係者の研修を実施し、県民の健康の保持増進に寄与する。「長野県よい歯のコンクール」の障がい者施設の部の表彰が行われる。	11 月８日(火)

２　県立の文化施設を利用するときは（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　容	信濃美術館・東山魁夷館及び県立歴史館の主催する展覧会をご覧になるときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの介護者の方（美術館は原則として１名）の観覧料が全額免除になります。
窓　口	受付で手帳をご提示ください。 （1）長野県信濃美術館 東山魁夷館（電話 026-232-0052） （2）長野県立歴史館　　（電話 026-274-2000）

３　県都市公園のスポーツ施設等を利用するときは

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　容	次の県都市公園のスポーツ施設等をご利用になるときは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの介護者の方（１名）の利用料金（備品や照明、暖房等に係るものは除く。）が半額免除になります。 （1）松本平広域公園　やまびこドーム、陸上競技場、球技場、庭球場、体育館、パターゴルフ場、総合球技場（アルウィン）他 （2）南信州広域公園　オートキャンプ場 （3）飯田運動公園　野球場、多目的運動場、弓道場
窓　口	受付で手帳をご提示ください。 (1)松本平広域公園:信州スカイパークサービスセンター(電話 0263-57-2211) (2)南信州広域公園:南信州広域公園管理事務所　(電話 0260-28-2455) (3)飯田運動公園　:飯田運動公園管理事務所　(電話 0265-25-5588)

４　ボランティア活動・ＮＰＯ法人の設立について知りたいときは

窓　口	ボランティア活動に関する情報は、市町村にある市民活動支援センターや社会福祉協議会へお問い合わせください。 社会貢献活動を行うためＮＰＯ法人を設立する場合には、長野県庁県民文化部県民協働課へご相談ください。（電話 026-235-7189）

５　障がい者スポーツの情報について知りたいときは

窓　口	障がい者スポーツに関する様々な情報を提供するウェブサイト「障がい者スポーツなび」を運営しています。掲載を希望する情報やご意見・ご要望がありましたら、長野県庁健康福祉部障がい者支援課へご連絡ください。 （電話 026-235-7108　E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp） 【障がい者スポーツなび】 http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sports/navi/index.html 長野県公式ホームページ「障がい者スポーツなび」のバナーからもアクセスできます。

☆長野県障がい者福祉センター（サンアップル）のご案内

障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根（サンスポート駒ヶ根）
障がい者スポーツ支援センター松本（サンスポートまつもと）
障がい者スポーツ支援センター佐久（サンスポート佐久）
障がい者スポーツ支援センター長野（サンスポートながの）

サンアップル及びサンスポートでは、スポーツや文化活動、交流イベントの開催、ボランティアの養成等の事業を通じ、障がいがある人もない人も誰もが親しくふれあい、交流の輪を広げる「心」のバリアフリーを目指しています。

１　施設の管理運営について

(1) 設　　置　　長野県
(2) 運　　営　　障がい者スポーツ振興グループ
（長野県社会福祉事業団及び長野県障がい者スポーツ協会による共同受託）

２　各センターについて

(1)　サンアップル・サンスポートながの

<table>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>長野市下駒沢 586</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用時間</td><td>火曜日～土曜日　９:00～21:00
日曜日・休日　　９:00～17:00</td></tr>
<tr><td colspan="2">休館日</td><td>月曜日、毎月第２火曜日、休日の翌日、年末年始等(宿泊施設は休館日とその前日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用可能な方及び利用料</td><td>(1) 障がいのある方とその介助者１名及びセンター登録ボランティアは無料
(2) その他の方は障がいのある方の利用を妨げない範囲で利用できますが、有料となります。
(3) 宿泊室は障がいのある方とその介助者のみ利用できますが、有料となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主な施設</td><td>スポーツ施設</td><td>【屋内温水プール】
25m×６コース　　入退水スロープ・車いす移動用立ち上げ式
【体育館】
シャワー室・家族更衣室・２階ギャラリー
【遊戯室】
感覚統合訓練機器・障がい児用遊具
【トレーニングルーム】
車いす使用者兼用の各種トレーニング機器
【陸上競技場】
200m トラックとフィールド競技場
【テニスコート】
ハードコート２面、ナイター照明
【アーチェリー場】
30/50m×６的、雨天用射場ひさし</td></tr>
<tr><td>文化施設等</td><td>【サンアップルホール】
電動移動客席 198 席、車いす席 12 席。
【会議室等】
大会議室（60 人）・中会議室（30 人）×２・小会議室（16 人）・和室（54 畳）
【宿泊施設】
洋室(３部屋)、和室(３部屋)</td></tr>
</table>

主な事業	(1)スポーツ・文化教室、大会の開催 (2)レクリエーション・交流イベントの開催 (3)スポーツ・文化各種支援者養成研修 (4)広報紙の発行・ホームページ・モバイルサイト
年間行事予定	６月 19 日（日）　第 18 回チーム対抗スポーツ大会 ７月　３日（日）　アートフェスティバル 2016 ７月 23 日（土）　第 12 回納涼祭 ９月 17 日（土）～18 日（日）　第 19 回長野県障がい者文化芸術祭（長野市） 10 月　２日（日）　第 10 回ふれあい運動会 10 月 16 日（日）　第 19 回バドミントン大会 10 月～29 年３月　優秀作品展（巡回展） 11 月 20 日（日）　第 14 回ショートテニス大会 12 月初旬　障がい者スポーツ研修会 12 月 18 日（日）　クリスマスイベント １月 15 日（日）　第７回和太鼓コンサート ２月 19 日（日）　ボランティア研修会 ３月 12 日（日）　第 17 回水泳大会 ※プール清掃 ６月 15 日（水）、10 月 13 日（木）、２月 15 日（木）、２月 16 日（木）
お問い合わせ先	電話　026-295-3111　　ＦＡＸ　026-295-3511 ホームページ　http://www.avis.ne.jp/~sunapple/ メール　sunapple@avis.ne.jp

(2) サンスポート駒ヶ根

所在地	駒ヶ根市赤穂 1694(長野県看護大学内)
利用時間	土･日曜日･休日　10:00～17:00 月・木 曜 日　13:00～18:00
休館日	火・水・金曜日 休日の翌日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	利用できるのは障がいのある方とその介助者とし、利用料は無料です。
主な施設	看護大学屋内温水プール 25m×５コース、スロープコース１
主な事業	(1)障がい者へのプール開放 (2)スポーツ教室、大会の開催
年間事業予定	４月下旬　サポートスタッフ講習会 ６月上中旬　第 13 回卓球大会 ７月 10 日(日)　第 13 回水泳記録会 10 月８日(土)　第 12 回ふれあいウォーキング 11 月下旬　第７回フロアホッケー交流イベント 12 月 18 日(日)　みんなで５時間遠泳リレー
お問い合わせ先	電話　0265-82-2901　　ＦＡＸ　0265-82-2901 ホームページ　http://w2.avis.ne.jp/~ks2sport/ メール　ks2sport@mx2.avis.ne.jp

(3) サンスポートまつもと

所在地	松本市梓川梓 2288-3（松本市役所梓川支所内２階）
利用時間	火曜日～日曜日・休日９:00～17:00
休館日	月曜日、休日の翌日、毎月第３日曜日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	利用できるのは障がいのある方とその介助者とし、体育施設の利用料が必要な場合は参加者の負担とします。
主な事業	スポーツ教室、大会の開催
年間事業予定	４月 23 月（土）　サポートスタッフ講習会 ８月７日（日）　第 21 回サンアップル水泳記録会 10 月 10 日(月)　第８回ボッチャ交流大会 12 月４日(日)　第 19 回サンアップル卓球大会 １月中旬～下旬　第９回バイスキーサポート立位アウトリガー技術講習会 １月中旬～下旬　第 18 回サンアップルスキー教室
お問い合わせ先	電話　0263-88-6826　ＦＡＸ　0263-88-6836 ホームページ　http://w2.avis.ne.jp/~sunmatsu/ メール　sunmatsu@mx2.avis.ne.jp

(4) サンスポート佐久

所在地	佐久市下越 16-5(佐久市総合福祉センター「あいとぴあ臼田」内)
利用時間	火曜日～日曜日・休日９:00～17:00
休館日	月曜日、休日の翌日、毎月第３日曜日、年末年始等
利用可能な方及び利用料	利用できるのは障がいのある方とその介助者とし、体育施設の利用料が必要な場合は参加者の負担とします。
主な事業	スポーツ教室、大会の開催
年間事業予定	４月下旬　サポートスタッフ講習会 ９月上旬～中旬　第５回ふれあいウォーキング 10 月 15 日（土）　第７回サンアップルサッカー大会 12 月 11 日（日）　第４回水泳フェスティバル
お問い合わせ先	電話　0267-82-6781　ＦＡＸ　0267-82-6781 ホームページ　http://w1.avis.ne.jp/~sunsaku/ メール　sunsaku@mx1.avis.ne.jp

☆特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会のご案内

長野県障がい者スポーツ協会は、障がい者のスポーツライフの支援を通して誰にも開かれたインクルージョン（注）の地域社会を創造するために、以下の３つを大きな柱として事業を行っています。

注：インクルージョンとは
「包み込むこと」という意味で、障がい者施策においては、障がいの有無に関係なく全ての人が地域社会の中で生活し、そのニーズに応じた支援を受けられるようにしていくということ。

◆ 障がい者の健康づくり及び社会参加の推進
◆ 県内の障がい者スポーツの普及及び競技力の向上
◆ 障がいのある者とない者の交流による障がい者理解の促進

1 協会の事業内容

長野県障がい者スポーツ協会では、前述した障がい者スポーツ３つの柱（①健康づくり、②競技力向上、③障がい者理解）を達成していくために、以下の事業を行なっています。

①各種大会の企画・運営	②指導者の養成	③ドリームサポートプロジェクト
(1)長野車いすマラソン大会、県障がい者スポーツ大会及び県障がい者スキー大会の開催 (2)全国障害者スポーツ大会への派遣及び選手強化 (3)団体競技地区予選会への選手等派遣	初めてスポーツに参加する障がい者に対して、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する障がい者スポーツ指導員を養成するための研修を実施	(1)国際大会を目指すトップアスリートを支援 (2) チャレンジドキッズ（障がいのある子どもたち）クラブ会員を募集し、スポーツ体験会やスポーツ教室、キャンプ等を実施
④競技団体の支援	**⑤地域スポーツ活動の支援**	**⑥情報発信、普及啓発**
協会加入の 26 競技団体の選手育成強化事業等へ助成し、活動を支援	(1)障がい者スポーツ指導員を学校、施設、地域等へ派遣 (2)ニュースポーツ等の用具の貸出 (3)地域の大学等との連携	(1)アスリート講師を学校（小中高）へ派遣 (2) 協会だより、ホームページ等による情報発信 (3) 協会会員の募集

2 協会の会員（平成 28 年３月末現在）

ア　正 会 員　競技団体 26、個人・協力団体 31

（競技団体の一覧）

・甲信越車いすテニス協会
・障がい者水泳クラブウルトラ・スターズ
・長野県ＦＩＤバスケットボール連盟
・長野県車いすダンス“ハンドトウハンド”
・長野県サウンドテーブルテニスクラブ
・（社福）長野県視覚障害者福祉協会体育部
・長野県視覚障がい者マラソン協会
・長野県障害者アーチェリー協会
・長野県障害者水泳連盟
・長野県障がい者スキー協会
・長野県障害者フライングディスク協会
・長野県身体障害者ゲートボール協会
・長野県身体障害者卓球協会
・長野県身体障がい者陸上競技協会
・長野県精神障がい者スポーツ推進協議会
・長野県チェアカーリング協会
・（社福）長野県聴覚障害者協会体育部
・長野県電動車椅子サッカー協会
・長野県ブラインドサッカー協会
・長野県フロアバレーボール協会
・長野県ボッチャ協会
・長野車椅子バスケットボール協会
・長野車いすマラソンクラブ
・長野スレッジスポーツ協会
・長野チェアスキー協会
・長野ツインバスケットボールクラブ

イ　会　　員　個人 93、家族 4

ウ　賛助会員　個人 127 人、団体 93

3 協会の会費

区　分	入会金	年会費		議決権等
正会員	1,000 円	個人	3,000 円	あり 協会運営参加の責務
		団体	10,000 円	
会員	1,000 円	個人	2,000 円	なし 家族会員は一家族何名でも可
		家族	3,000 円	
		団体	5,000 円	
賛助会員	なし	個人	3,000 円	なし
		団体	１口 5,000 円	

4 事務局

〒381-0008　長野市大字下駒沢 586　長野県障がい者福祉センター内

電話　026-295-3661　FAX 026-295-3662

URL　http://homepage2.nifty.com/nagano-sad/

E-mail　nsad@nifty.com

16　人　権　・　選　挙

1　人権に関わるご相談は

長野県人権啓発センター　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	様々な人権に関する問題についてお悩みの方に対して、相談員が丁寧に相談に応じます。 なお、相談は無料で秘密は固く守られます。
相談の方法	電話相談、来所による面接相談
相談時間	毎週火曜日から日曜日　午前８時30分から午後５時までです。
窓　　口	〒387-0007　千曲市屋代260-6　長野県立歴史館内 人権相談専用電話　026-274-3232

障がいを理由とする差別に関する相談窓口　（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

内　　容	障がい者本人及びその家族その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談をお受けしています。 ※「障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱い）」の例 (1) 視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断られた。 (2) 障がいを理由に窓口対応を拒否された、順序を後回しにされた。　等
相談の方法	電話相談、ＦＡＸ、電子メール及び来所による面接相談
相談時間	平日　午前８時30分から午後５時15分までです。
窓　　口	１　市町村・保健福祉事務所相談窓口 ※連絡先は「障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧」(109ページ)をご覧ください。 ２　障がいを理由とする差別に関する相談窓口　（長野県障がい者支援課内） 〒380-8570　長野県長野市南長野字幅下692-2 専用電話　026-235-7101 ＦＡＸ　026-234-2369 メール　fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

２　郵便等※による不在者投票をするには　（身体障がい者）

※「郵便等」：郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）による一般信書便事業者等による信書便

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>
郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの選挙人で、下表に該当する方に認められています。
投票に先立って、郵便等投票証明書が必要になりますので、事前に証明書の交付を申請してください。

<table>
<tr><td rowspan="2">等級
障がい</td><td colspan="6">該当する障がいの程度</td></tr>
<tr><td>１級</td><td>２級</td><td>３級</td><td>４級</td><td>５級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>両肢体</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>心臓</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>じん臓</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>呼吸器</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ぼうこう、直腸、小腸</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>免疫、肝臓</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

また、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障がいが１級程度の方は、代理記載による郵便等投票を行うことができます。（この代理記載による場合は、代理記載人を「郵便等投票証明書」に記録しますので、事前に証明書の交付を申請してください。）
</td></tr>
<tr><td>窓　　口</td><td>市町村選挙管理委員会</td></tr>
</table>

17　権　利　擁　護

１　障がい者の虐待に関わるご相談は

（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者、難病患者等）

内　　容	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならないと規定し、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報が義務付けられています。 また、虐待を受けた障がい者が自ら通報窓口に届出ることもできます。 障害者虐待の疑いがある場合は、市町村障がい者虐待防止センター又は長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センターにご相談ください。
相談・通報・届出の対象	１　障害者虐待の種類 (1) 養護者による虐待 障がい者の世話、介助、金銭管理等をする、家族・同居人等による虐待 (2) 障害者福祉施設従事者等による虐待 (3) 使用者による虐待 障がい者を雇用する事業主、経営担当者等による虐待 ２　障害者虐待の例 (1) 身体的虐待 殴る、蹴る、無理やり食べ物等を口に入れる、不適切な身体拘束　等 (2) 性的虐待 性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する　等 (3) 心理的虐待 侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する　等 (4) 放棄・放任 食事等を十分に与えない、排泄介助をしない、医療機関に受診させない　等 (5) 経済的虐待 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する　等
窓　　口	１　市町村障がい者虐待防止センター ※連絡先は市町村障がい者虐待防止センター一覧（103 ページ）をご覧ください。 ２　長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター （長野県健康福祉部障がい者支援課） 電　話　026-235-7107　　ＦＡＸ　026-234-2369

２　法的トラブルに関わるご相談は

法テラス長野　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者、難病患者等）

内　　容	法テラス長野では、面談や電話により、無料で関係機関の相談窓口や法制度の情報を提供するほか、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方で、経済的に余裕のない場合には、民事法律扶助による無料法律相談も行っています。
窓　　口	〒380-0835　長野市新田町 1485-１　長野市もんぜんぷら座４階 電　話　　050-3383-5415 業務時間　　平日９時から 17 時

３　成年後見制度に関するご相談は

成年後見支援センター　（知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	成年後見制度は、誰もがその人らしい生活を地域で安心して送れるように手助けをする大切な制度です。 例えば、認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分ではこれらのことをすることが難しい場合があります。また、契約内容についてよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。 このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。 成年後見支援センターでは、この成年後見制度に関する総合的な相談をお受けしております。

県内の成年後見支援センター

名　　称	所　在　地	連　絡　先
さく成年後見支援センター	〒385-0043 佐久市取出町 183 野沢会館　２階	0267-64-5255
権利擁護センターかるいざわ	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1 軽井沢町社会福祉協議会内	0267-45-8113
上小圏域成年後見支援センター	〒386-0012 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内	0268-27-2091
上伊那成年後見センター	〒396-0023 伊那市山寺 298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内	0265-96-8008
いいだ成年後見支援センター	〒395-0031 飯田市銀座 3-7 銀座堀端ビル　２階	0265-53-3187
松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし	〒390-1702 松本市梓川梓 2288-3 松本市役所梓川支所　２階	0263-88-6699
塩尻市成年後見支援センター	〒399-0705 塩尻市広丘堅石 2145-388 塩尻市社会福祉協議会内	0263-53-7564
北アルプス成年後見支援センター	〒398-0002 大町市大町 1129	0261-22-1550
千曲市成年後見制度普及啓発等推進事業 （通称：千曲市成年後見支援センター）	〒389-0821 千曲市上山田温泉 4-5-1 千曲市社会福祉協議会内	026-276-2687
長野市成年後見支援センター	〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町 1714-5 長野市ふれあい福祉センター内	026-225-0155
北信圏域権利擁護センター	〒383-0022 中野市中央 1-4-19 中野庁舎　３階	0269-26-2266

4　日常生活自立支援事業

（知的障がい者・精神障がい者等）

内　　容	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方等が、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないよう、福祉サービスの利用手続きの代行等の援助を行います。 ≪援助内容の主な例≫ 1　福祉サービスに関する情報をお届けします。 2　福祉サービスを利用するときの手続きをお手伝いします。 3　福祉サービスの利用料の支払いをお手伝いします。 4　日常の生活に必要な預貯金の出し入れや預かりをお手伝いします。 5　年金や福祉手当の受け取りをお手伝いします。

窓　　口	名　称	電　話
	長野県社会福祉協議会内 生活支援グループ	026-226-2036
	佐久市社会福祉協議会	0267-64-2426
	小諸市社会福祉協議会	0267-31-5531
	上田市社会福祉協議会	0268-27-2025
	東御市社会福祉協議会	0268-62-4455
	岡谷市社会福祉協議会	0266-24-2121
	諏訪市社会福祉協議会	0266-52-2508
	茅野市社会福祉協議会	0266-73-4431
	伊那市社会福祉協議会	0265-73-2541
	駒ヶ根市社会福祉協議会	0265-81-5900
	飯田市社会福祉協議会	0265-53-3180
	木曽町社会福祉協議会	0264-26-1116
	松本市社会福祉協議会	0263-27-3381
	塩尻市社会福祉協議会	0263-52-2795
	安曇野市社会福祉協議会	0263-72-1871
	大町市社会福祉協議会	0261-22-1550
	長野市社会福祉協議会	026-225-0155
	須坂市社会福祉協議会	026-214-2994
	千曲市社会福祉協議会	026-276-2687
	中野市社会福祉協議会	0269-26-3111
	飯山市社会福祉協議会	0269-62-2840

18　消費生活に関すること

１　消費生活相談

県消費生活センター　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

内　　容	消費生活センターに消費生活相談員を配置し、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談に応じます。	
相談の方法	電話相談、来所による面接相談	
相 談 時 間	毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前８時 30 分から午後５時までです。	
窓　　口	北信消費生活センター （長野地域、北信地域）	〒380-0936 長野市中御所岡田 98-１（長野保健福祉事務所庁舎１階） 電　話　026-223-6777 ＦＡＸ　026-223-6771
	中信消費生活センター （松本地域、大北地域、木曽地域、諏訪地域）	〒390-0852 松本市大字島立 1020（県松本合同庁舎４階） 電　話　0263-40-3660 ＦＡＸ　0263-40-3701
	南信消費生活センター （飯伊地域、上伊那地域）	〒395-0034 飯田市追手町２丁目 641-47 電　話　0265-24-8058 ＦＡＸ　0265-21-1703
	東信消費生活センター （上小地域、佐久地域）	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6（上田合同庁舎６階） 電　話　0268-27-8517 ＦＡＸ　0268-25-0998

２　金融機関におけるサービス　（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）

各金融機関において、障がいのある方に対して次の様なサービスを提供しています。

代筆・代読	障がいのある方が、各種書類への自署が困難な場合に、職員が代筆しお手続きいたします。また、取引に係る説明事項や代筆事項について、職員が読み上げてご説明します。
筆談	耳の不自由な方に向けて、職員が筆談によりご案内、ご説明を行います。
各種手数料の取扱	視覚障がいのある方等、ＡＴＭの利用が困難な方が窓口で振込を行った場合に、障がい者手帳の提示等により、手数料が減免される場合があります。（その他の手数料も減免対象としている場合もあります。）
その他	その他、ＡＴＭの音声案内、取引内容を点字で確認できるサービス等を行っている金融機関もありますので、詳細はそれぞれの金融機関窓口におたずねください。

※金融機関によって取り扱いが異なる場合もありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください

19　相　談　窓　口

１　障がい福祉・保健・医療についてのご相談は

☆　保健福祉事務所一覧表（郡福祉事務所・保健所）

名　称	〒	所　在　地	電　話		ＦＡＸ
			障がい福祉 (福祉事務所)	保健医療 (保健所)	
佐　久	385-8533	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内	0267-63-3140	0267-63-3162	0267-63-3221
上　田	386-8555	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	小県福祉事務所 0268-25-7122	0268-25-7147	0268-23-1973
諏　訪	392-8601	諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	0266-57-2910	0266-57-2925	0266-57-2953
伊　那	396-8666	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内	上伊那福祉事務所 0265-76-6810	0265-76-6835	0265-76-7033
飯　田	395-0034	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	下伊那福祉事務所 0265-53-0410	0265-53-0442	0265-53-0469
阿南支所	399-1501	下伊那郡阿南町北条 2009-1	―	0260-22-2206	0260-22-2697
木　曽	397-8550	木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内	0264-25-2218	0264-25-2231	0264-24-2276
松　本	390-0852	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内	0263-40-1911	0263-40-1937	0263-47-9293
大　町	398-8602	大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内	北安曇福祉事務所 0261-23-6507	0261-23-6525	0261-23-2266
長　野	380-0936	長野市中御所岡田 98-1	026-225-9085	026-223-2131	026-223-7669
北　信	389-2255	飯山市大字静間 1340-1	0269-62-3604	0269-62-3105	0269-62-6036

☆　長野市保健所（保健・医療についてのご相談）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話	ＦＡＸ
長野市保健所	380-0928	長野市若里 6-6-1	026-226-9960	026-226-9982

☆　精神保健福祉センター（精神保健についてのご相談）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話	ＦＡＸ
長野県精神保健福祉センター	380-0928	長野市若里 7-1-7	026-227-1810	026-227-1170

☆市福祉事務所一覧（障がい福祉についてのご相談）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話	ＦＡＸ
長　野　市	380-8512	長野市鶴賀緑町 1613 市役所内	026-226-4911	026-224-5106
（篠ノ井分室）	388-8006	長野市篠ノ井御幣川 281-1	026-292-2596	026-292-2927
松　本　市	390-8620	松本市丸の内 3-7 市役所内	0263-34-3000	0263-36-9119
上　田　市	386-8601	上田市大手 1-11-16　〃	0268-22-4100	0268-24-9423
岡　谷　市	394-8510	岡谷市幸町 8-1　〃	0266-23-4811	0266-22-8492
飯　田　市	395-8501	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511	0265-22-8133
諏　訪　市	392-8511	諏訪市高島 1-22-30 市役所内	0266-52-4141	0266-53-6073
須　坂　市	382-8511	須坂市大字須坂 1528-1　〃	026-245-1400	026-248-7208
小　諸　市	384-8501	小諸市相生町 3-3-3　〃	0267-22-1700	0267-22-1966
伊　那　市	396-8617	伊那市下新田 3050　〃	0265-78-4111	0265-78-5778
駒ヶ根市	399-4192	駒ヶ根市赤須町 20-1　〃	0265-83-2111	0265-83-8590
中　野　市	383-8614	中野市三好町 1-3-19　〃	0269-22-2111	0269-22-3879
大　町　市	398-8601	大町市大字大町 3887　〃	0261-22-0420	0261-22-4700
飯　山　市	389-2292	飯山市大字飯山 1110-1　〃	0269-62-3111	0269-62-3127
茅　野　市	391-8501	茅野市塚原 2-6-１　〃	0266-72-2101	0266-73-0391
塩　尻　市	399-0786	塩尻市大門 7 番町 3-3　〃	0263-52-0280	0263-52-7732
佐　久　市	385-8501	佐久市中込 3056　〃	0267-62-2111	0267-62-2172
千　曲　市	389-0892	千曲市大字戸倉 2388	026-275-0004	026-275-3587
東　御　市	389-0502	東御市鞍掛 197	0268-64-8888	0268-64-8880
安曇野市	399-8281	安曇野市豊科 6000	0263-71-2000	0263-71-2328

☆障がい者総合支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、下記の専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、就業に関する相談、その他生活全般に関する相談支援を行います。

【専門職員の種類と業務概要】

(1) 相談員（3障がい・障がい児のコーディネーター）：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児の福祉サービスの利用援助や調整等

(2) 療育コーディネーター：障がい児の療育相談等

(3) 生活支援ワーカー：電話や訪問等により、地域で暮らす障がい者の生活全般の相談支援

(4) 就業支援ワーカー：家庭や職場を訪問し、就職や職場定着支援に関する相談支援

(5) 発達障がいサポート・マネージャー：発達障がいに関する相談支援等

【相談はこちらへ】

圏域毎の障がい者総合支援センター（中核的なセンター）

圏　域	名　　称	〒	所　　在　　地	電話番号 ＦＡＸ
佐 久	佐久広域連合障害者相談支援センター	385-0043	佐久市取出町183 野沢会館内	0267-63-5177 0267-63-0611
上 小	上小圏域障害者総合支援センター	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター２階	0268-28-5522 0268-28-5520
諏 訪	諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス	392-0024	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7713 0266-54-7723
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センター きらりあ	399-4511	上伊那郡南箕輪村6451-1	0265-74-5627 0265-74-8661
飯 伊	飯伊圏域障がい者総合支援センター ほっとすまいる	395-0024	飯田市東栄町3108番地１ さんとぴあ飯田　１階	0265-24-3182 0265-24-3192
木 曽	木曽障がい者総合支援センター ともに	399-5607	木曽郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494 0264-52-2497
松 本	松本圏域障害者総合相談支援センター Ｗｉｓｈ	390-0833	松本市双葉4-8 なんぷくプラザ１階	0263-26-1313 0263-26-2345
	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ	399-8303	安曇野市穂高9181 穂高健康支援センター内	0263-31-5844 0263-82-8864
	松本圏域障害者総合相談支援センター ボイス	399-0731	塩尻市大門六番町4-6 塩尻市保健福祉センター２階	0263-51-5353 0263-51-5363
大 北	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	398-0002	大町市大町1129 大町市総合福祉センター内	0261-26-3855 0261-26-3856
長 野	長野圏域障害者総合支援センター	381-2226	長野市川中島町今井1387-5 ハーモニー桃の郷３階	026-286-7715 026-285-1909
北 信	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	383-0062	中野市笠原765-1	0269-23-3525 0269-23-3521

2　18 歳未満の児童についての総合的なご相談は

☆　児童相談所一覧表（知的障害者更生相談所も兼ねています。）

名　　称	〒	所　　在　　地	電　　話	ＦＡＸ	相談時間
中央児童相談所	380-0872	長野市大字南長野 妻科 144	026-238-8010	026-238-8025	平　日 8:30 ～17:15
松本児童相談所	390-1401	松本市波田 9986	0263-91-3370	0263-92-1550	同　上
飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木 1107-54	0265-25-8300	0265-28-1027	同　上
諏訪児童相談所	392-0131	諏訪市湖南 3248-3	0266-52-0056	0266-52-0057	同　上
佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田 3152-1	0267-67-3437	0267-67-3449	同　上

※長野県児童虐待・ＤＶ24 時間ホットライン　　026-219-2413

児童虐待及びＤＶ（ドメスティック･バイオレンス＝配偶者間暴力）に関する通告・通報を、365 日 24 時間、電話にて受け付けています。

3　高次脳機能障害についてのご相談は

☆　拠点施設一覧表

名　　称	〒	所在地	電　話 ＦＡＸ	相談窓口等
佐久総合病院	384-0301	佐久市臼田 197	0267-82-3131 0267-82-7846	医療福祉相談室 月～金　　8：30～17:00 第２、４土　8:30～12：00
健和会病院	395-8522	飯田市鼎中平 1936	0265-23-3116 0265-23-3129	相談室 月～金　　8：30～17：00 土　　8：30～12：15
桔梗ヶ原病院	399-6461	塩尻市宗賀 1295	0263-54-0012 0263-54-6265	高次脳機能ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ 月～金　　8：30～17：30
県立総合ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	381-8577	長野市大字下駒沢 618-1	026-296-3953 026-295-0716	更生相談室 月～金　　8：30～17：15

※相談の内容によって、その場では回答ができず、後日回答等する場合があります。

4　地域における身近なご相談は

民生委員・児童委員

内　　容	民生委員は、児童委員を兼務し、生活に困っている方、児童、障がい者、高齢者等、援助を必要とする方々の相談、助言、情報提供等を行います。
相談等の種類	１ 生活一般に関する問題 ２ 障がい者、児童、高齢者、母子家庭等の福祉の問題
窓　　口	市町村福祉担当課

５ 障がい者虐待についての相談、通報は

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
佐久	小諸市	平　日	厚生課 福祉係	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700	0267-22-1966
		夜間等				
	佐久市	平　日	福祉課 療育支援係	佐久市中込3056	0267-62-3147	0267-62-2172
		夜間等			0267-62-2111	0267-63-1680
	小海町	平　日	町民課 高齢者支援係	小海町大字豊里57-1	0267-92-2525	0267-92-4335
		夜間等				
	佐久穂町	平　日	健康福祉課 福祉係	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2528	0267-86-2633
		夜間等			0267-86-2525	
	川上村	平　日	保健福祉課 福祉係	川上村大字原312	0267-97-3600	0267-97-3515
		夜間等	川上村役場	川上村大字大深山525	0267-97-2121	0267-97-2125
	南牧村	平　日	住民課 福祉係	南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211	0267-96-2158
		夜間等				
	南相木村	平　日	住民課 住民係	南相木村3525-1	0267-78-2121	0267-78-2139
		夜間等				
	北相木村	平　日	住民福祉課 厚生係	北相木村2744	0267-77-2111	0267-77-2879
		夜間等				
	軽井沢町	平　日	保健福祉課 福祉係	軽井沢町大字長倉4844-1	0267-44-3333	0267-44-1396
		夜間等	軽井沢町役場	軽井沢町大字長倉2327-8	0267-45-8111	0267-46-3165
	御代田町	平　日	保健福祉課 福祉係	御代田町大字馬瀬口1860-17	0267-32-6522	0267-31-2511
		夜間等	御代田町役場	御代田町大字御代田2464-2	0267-32-3111	0267-32-3929
	立科町	平　日	町民課 福祉係	立科町大字芦田2532	0267-56-2311	0267-56-2310
		夜間等				
上小	上田市	平　日	・障がい者支援課障がい者支援担当 ・丸子地域自治センター 市民サービス課福祉担当 ・真田地域自治センター 市民サービス課福祉担当 ・武石地域自治センター 市民サービス課福祉担当	上田市大手1-11-16 上田市上丸子1612 上田市真田町長7178-1 上田市上武石772（武石健康センター内）	0268-23-5158 0268-42-1118 0268-72-2203 0268-85-2067	0268-24-9423 0268-42-1121 0268-72-4140 0268-85-3467
		月～土 9:00～18:00	【障がい者虐待通報・届出窓口】上小圏域障害者総合支援センター（基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1（上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	上田市役所	上田市大手1-11-16	0268-22-4100	―

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
上小	東御市	平　日	福祉課 福祉援護係	東御市鞍掛197	0268-64-8888	0268-64-8880
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援ｾﾝﾀｰ）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	東御市役所	東御市県281－2	0268-62-1111	－
	長和町	平　日	長和町障がい者虐待防止センター 〈町民福祉課 福祉係〉	長和町古町4247-1	0268-75-2046	0268-68-4011
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	長和町役場	長和町古町4247-1	0268-68-3111	0268-68-4011
	青木村	平　日	住民福祉課 住民福祉係	青木村大字田沢111	0268-49-0111	0268-49-3670
		月～土	【障がい者虐待通報・届出窓口】 上小圏域障害者総合支援センター （基幹相談支援センター）	上田市中央3-5-1 （上田市ふれあい福祉センター２階）	0268-28-5522	0268-28-5520
		夜間等	住民福祉課 住民福祉係	青木村大字田沢111	0268-28-5522	0268-28-5520
諏訪	岡谷市	平　日	社会福祉課 障がい福祉担当	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811	0266-22-8492
		夜間等				
	諏訪市	平　日	障害者虐待防止センター （社会福祉課福祉係）	諏訪市高島1-22-30	0266-75-8152	0266-53-6073
		夜間等				
	茅野市	平　日	・地域福祉推進課 福祉支援係 ・東部保健福祉サービスセンター ・西部保健福祉サービスセンター ・中部保健福祉サービスセンター ・北部保健福祉サービスセンター	茅野市塚原2-6-1 茅野市玉川4300 茅野市宮川3980 茅野市塚原2-6-1 茅野市北山4808	0266-72-2101 0266-82-0026 0266-82-0073 0266-82-0107 0266-77-3000	0266-73-0391 0266-82-0027 0266-82-0074 0266-82-0108 0266-77-3001
		夜間等	・東部保健福祉サービスセンター ・西部保健福祉サービスセンター ・中部保健福祉サービスセンター ・北部保健福祉サービスセンター	茅野市玉川4300 茅野市宮川3980 茅野市塚原2-6-1 茅野市北山4808	0266-82-0026 0266-82-0073 0266-82-0107 0266-77-3000	0266-82-0027 0266-82-0074 0266-82-0108 0266-77-3001
	下諏訪町	平　日	健康福祉課 福祉係	下諏訪町4613-8	0266-27-1111	0266-27-1676
		夜間等				
	富士見町	平　日	住民福祉課 社会福祉係	富士見町落合10777	0266-62-9144	0266-62-5228
		夜間等	富士見町役場		0266-62-2250	－
	原村	平　日	保健福祉課 社会福祉係	原村6649-3	0266-79-7092	0266-79-7093
		夜間等	原村役場	原村6549-1	0266-79-2111	
上伊那	伊那市	平　日	伊那市障害者虐待防止センター （社会福祉課 障害福祉係）	伊那市下新田3050	0265-78-4111	0265-78-5778
		夜間等				

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
上伊那	駒ヶ根市	平　日	駒ヶ根市障がい者虐待防止センター（福祉課 障がい福祉係）	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111	0265-83-8590
		夜間等				
	辰野町	平　日	保健福祉課 社会福祉係	辰野町中央1	0266-41-1111	0266-43-3307
		夜間等				
	箕輪町	平　日	福祉課 障がい者福祉係	箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111	0265-70-6699
		夜間等				
	飯島町	平　日	健康福祉課 地域福祉係	飯島町飯島2537	0265-86-3111	0265-86-2225
		夜間等				
	南箕輪村	平　日	健康福祉課 福祉係	南箕輪村4825-1	0265-72-2105	0265-73-9799
		夜間等	南箕輪村役場		0265-72-2104	
	中川村	平　日	保健福祉課 地域福祉係	中川村大草4045-1	0265-88-3001	0265-88-3890
		夜間等				
	宮田村	平　日	福祉課 福祉係	宮田村7027-1（老人福祉センター内）	0265-85-4128	0265-85-5701
		夜間等	宮田村役場	宮田村98	0265-85-3181	0256-85-4725
飯伊	飯田市	平　日	健康福祉部福祉課 障害福祉係	飯田市大久保町2534	0265-22-4511	0265-22-8133
		夜間等				
	松川町	平　日	保健福祉課 地域包括支援センター係	松川町元大島3823	0265-36-6800	0265-36-5091
		夜間等				
	高森町	平　日	健康福祉課地域福祉係	高森町下市田2183-1	0265-35-9412	0265-35-6854
		夜間等	高森町役場		0265-35-3111	0265-35-8294
	阿南町	平　日	阿南町役場民生課 福祉係	阿南町東條58－１	0260-22-4051	0260-22-2576
		夜間等				
	阿智村	平　日	民生課 福祉係 地域包括支援センター	阿智村駒場483	0265-43-2220 0265-45-1140	0265-43-3940
		夜間等	地域包括支援センター		0265-45-1140	―
	平谷村	平　日	平谷村障がい者虐待防止センター（住民課）	平谷村354	0265-48-2211	0265-48-2212
		夜間等				
	根羽村	平　日	住民課 福祉係	根羽村1762	0265-49-2111	0265-49-2277
		夜間等				
	下條村	平　日	福祉課 福祉係	下條村陽皐1	0260-27-1231	0260-27-1228
		夜間等	下條村役場	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311	0260-27-3536
	売木村	平　日	住民課 住民係	売木村968-1	0260-28-2311	0260-28-2135
		夜間等				

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
飯伊	天龍村	平　日	住民課 住民福祉係	天龍村平岡878	0260-32-2001	0260-32-2525
		夜間等				
	泰阜村	平　日	福祉課 保健福祉係	泰阜村3236-1	0260-26-2111	0260-26-2553
		夜間等				
	喬木村	平　日	保健福祉課 福祉係	喬木村6664	0265-33-2001	0265-33-3679
		夜間等				
	豊丘村	平　日	健康福祉課 福祉係	豊丘村神稲3120	0265-35-9060	0265-35-9065
		夜間等	豊丘村役場		0265-35-3311	
	大鹿村	平　日	保健福祉課 福祉係	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001	0265-39-2788
		夜間等				
木曽	上松町	平　日	住民福祉課 福祉係	上松町小川1658-1	0264-52-5550	0264-52-2453
		夜間等	上松町役場	上松町駅前通り2-13	0264-52-2001	0264-52-2150
	南木曽町	平　日	住民課 福祉係	南木曽町読書3668-1	0264-57-2001	0264-57-2270
		夜間等				
	木曽町	平　日	保健福祉課 社会福祉係	木曽町福島5764-5	0264-22-4035	0264-24-2789
		夜間等	木曽町役場	木曽町福島2326-6	0264-22-3000	0264-24-3600
	木祖村	平　日	住民福祉課 福祉係	木祖村大字薮原1191-1	0264-36-2001	0264-36-3344
		夜間等				
	王滝村	平　日	福祉健康課 福祉係	王滝村2830-1	0264-48-3155	0264-48-2275
		夜間等	王滝村役場	王滝村3623	0264-48-2001	0264-48-2172
	大桑村	平　日	福祉健康課 福祉係	大桑村大字長野2775-6	0264-55-3080	0264-55-4070
		夜間等				－
松本	松本市	平　日	障害福祉課 障害福祉担当 西部福祉課 福祉担当	松本市丸の内3-7 松本市波田4417-1	0263-34-3212 0263-92-3002	0263-36-9119 0263-92-7112
		夜間等	松本市役所	松本市丸の内3-7	0263-34-3000	－
	塩尻市	平　日	福祉課 障がい福祉係	塩尻市大門七番町3-3	0263-52-0280	0263-52-7732
		夜間等				
	安曇野市	平　日	福祉課 障がい福祉担当	安曇野市豊科6000	0263-71-2251	0263-71-2328
		夜間等	安曇野市役所		0263-71-2000	0263-71-2166
	麻績村	平　日	住民課 障がい福祉係	麻績村麻3837	0263-67-3001	0263-67-3094
		夜間等				
	生坂村	平　日	健康福祉課 福祉係	生坂村6043-1	0263-69-3500	0263-69-3505
		夜間等				

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
松本	山形村	平　日	保健福祉課 福祉係	山形村4520-1	0263-97-2100	0263-97-2101
		夜間等	山形村役場	山形村2030-1	0263-98-3111	0263-98-3078
	朝日村	平　日	住民福祉課 福祉係	朝日村大字小野沢296-5	0263-99-2001	0263-99-2745
		夜間等				
	筑北村	平　日	住民福祉課 福祉係	筑北村西条4195	0263-66-2111	0263-66-3370
		夜間等				
大北	大町市	平　日	民生部福祉課 福祉係	大町市大町3887	0261-22-0420	0261-22-4700
		夜間等				
	池田町	平　日	福祉課 福祉係	池田町大字池田2005-1	0261-61-5000	0261-62-9441
		夜間等	池田町役場		0261-62-3131	0261-62-9404
	松川村	平　日	福祉課 福祉係	松川村64-1（保健センター内）	0261-623-3290	0261-62-1030
		夜間等	松川村役場	松川村78-5（松川村役場）	0261-62-3111	0261-62-9405
	白馬村	平　日	白馬村障がい者虐待防止センター（健康福祉課 福祉係）	白馬村北城7025	0261-85-0713	0261-72-7001
		夜間等			080-9567-6535	
	小谷村	平　日	住民福祉課 福祉係	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2582	0261-82-2232
		夜間等	小谷村役場		0261-82-2001	
長野	長野市	平　日	障害福祉課 相談支援担当	長野市大字鶴賀緑町1613	026-224-8730	026-224-5093
		夜間等	長野市役所		026-226-4911	
	須坂市	平　日	須坂市障害者虐待防止センター（福祉課 障害福祉係）	須坂市大字須坂1528-1	026-248-9003	026-248-7208
		夜間等	須坂市役所		026-245-1400	026-246-0750
	千曲市	平　日	福祉課 障害支援係	千曲市大字戸倉2388	026-273-1111	026-275-0238
		夜間等				
	坂城町	平　日	福祉健康課 福祉係	坂城町大字坂城10050	0268-82-3111	0268-82-3702
		夜間等	坂城町役場			0268-82-8307
	小布施町	平　日	健康福祉課 福祉係	小布施町大字小布施1491-2	026-214-9108	026-247-3113
		夜間等	小布施町役場		026-247-3111	
	高山村	平　日	民生活課 福祉係	高山村大字牧130-1	026-242-1201	026-242-1205
		夜間等	高山村役場	高山村大字高井4972	026-245-1100	026-248-0066
	信濃町	平　日	住民福祉課 福祉係	信濃町大字柏原428-2	026-255-3111	026-255-6103
		夜間等				

☆市町村障がい者虐待防止センター 一覧表

対応時間区分の「平日」は、月～金曜日の8：30～17：15です。
「夜間等」は、「平日」以外の時間を示し、宿直職員が対応します。（白馬村、中野市を除く。）

平成28年４月１日現在

圏域	市町村名	対応時間区分	担当課・係	所在地	電　話	ＦＡＸ
長野	飯綱町	平　日	保健福祉課 福祉係	飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-4764	026-253-6887
		夜間等	飯綱町役場		026-253-2511	
	小川村	平　日	住民福祉課 社会福祉係	小川村大字高府8800-8	026-269-2323	026-269-3578
		夜間等	小川村地域包括支援センター	小川村大字高府8553	026-269-2378	026-269-2340
北信	中野市	平　日	福祉課 障がい福祉係	中野市三好町1-3-19	090-2484-2770	0269-22-3879
		夜間等				
	飯山市	平　日	保健福祉課 障がい福祉係	飯山市大字飯山1110-1	0269-62-3111	0269-62-3127
		夜間等				
	山ノ内町	平　日	健康福祉課 福祉係	山ノ内町平穏3352-1	0269-33-3116	0269-33-1104
		夜間等	山ノ内町役場		0269-33-3111	
	木島平村	平　日	民生課 健康福祉係	木島平村大字往郷973-1	0269-82-3111	0269-82-4121
		夜間等				
	野沢温泉村	平　日	野沢温泉村障がい者虐待防止センター〈民生課 福祉係〉	野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3112	0269-85-4760
		夜間等				
	栄村	平　日	健康支援課 健康増進係	栄村大字北信3601-5	0269-87-3020	0269-87-3308
		夜間等				
長野県		平　日	障がい者支援課 社会生活係	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7107	026-234-2369
		夜間等			市町村からの相談対応	
（県の現地機関）保健福祉事務所	佐久	平　日	福祉課 福祉第二係	佐久市跡部65-1（佐久合同庁舎内）	0267-63-3143	0267-63-3110
	上田		福祉課 福祉係	上田市材木町1-2-6（上田合同庁舎内）	0268-25-7123	0268-23-1973
	諏訪		福祉課 福祉係	諏訪市上川1-1644-10（諏訪合同庁舎内）	0266-57-2911	0266-57-2963
	上伊那		福祉課 福祉第一係	伊那市荒井3497（伊那合同庁舎内）	09265-76-6811	0265-76-6513
	飯田		福祉課 福祉第二係	飯田市追手町2-678（飯田合同庁舎内）	0265-53-0412	0265-53-0474
	木曽		福祉課 福祉係	木曽郡木曽町福島2757-1（木曽合同庁舎内）	0264-25-2219	0264-24-2350
	松本		福祉課 福祉係	松本市大字島立1020（松本合同庁舎内）	0263-40-1913	0263-40-1803
	大町		福祉課 福祉係	大町市大町1058-2（大町合同庁舎内）	0261-23-6508	0261-23-6509
	長野		福祉課 福祉第二係	長野市中御所岡田98-1	026-225-9057	026-223-7669
	北信		福祉課 福祉係	飯山市大字静間1340-1	0269-62-3943	0269-63-2934

６　障がいを理由とする差別に関する相談窓口一覧

圏域	市町村名	名　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
佐久	小諸市	厚生課	小諸市相生町3-3-3	0267-22-1700 0267-22-1966	fukushi@city.komoro.nagano.jp
	佐久市	福祉課	佐久市中込3056	0267-62-2111 0267-62-2172	fukushi@city.saku.nagano.jp
	小海町	町民課	小海町大字豊里57-1	0267-92-2525 0267-92-4335	shakaifukushi@koumi-town.jp
	佐久穂町	健康福祉課	佐久穂町大字高野町569	0267-86-2528 0267-86-2633	hukushi@town.sakuho.lg.jp
	川上村	保健福祉課	川上村大字原312	0267-97-3600 0267-97-3515	fukushi@vill.kawakami.nagano.jp
	南牧村	住民課	南牧村大字海ノ口1051	0267-96-2211 0267-96-2158	fukushi@vill.minamimaki.nagano.jp
	南相木村	住民課	南相木村3525-1	0267-78-2121 0267-78-2139	jyuumin@vill.minamiaiki.lg.jp
	北相木村	住民福祉課	北相木村2744	0267-77-2111 0267-77-2879	kousei@vill.kitaaiki.nagano.jp
	軽井沢町	保健福祉課	軽井沢町大字長倉4844-1	0267-44-3333 0267-44-1396	hokenfukushi@town.karuizawa.nagano.jp
	御代田町	保健福祉課	御代田町大字馬瀬口1860-17	0267-32-6522 0267-31-2511	hukusi@town.miyota.lg.jp
	立科町	町民課	立科町大字芦田2532	0267-56-2311 0267-56-2310	t-fukushi@town.Tateshina.lg.jp
上小	上田市	障がい者支援課	上田市大手1-11-16	0268-23-5158 0268-24-9423	shogaisien@city.ueda.nagano.jp
		丸子 市民サービス課	上田市上丸子1612	0268-42-1118 0268-42-1121	msimin@city.ueda.nagano.jp
		真田 市民サービス課	上田市真田町長7178-1	0268-72-2203 0268-72-4140	ssimin@city.ueda.nagano.jp
		武石 市民サービス課	上田市下武石772 (武石健康センター内)	0268-85-2067 0268-85-3467	tsimin@city.ueda.nagano.jp
	東御市	福祉課	東御市鞍掛197	0268-64-8888 0268-64-8880	engo@city.tomi.nagano.jp
	長和町	町民福祉課	長和町古町4247-１	0268-75-2046 0268-68-4011	fukushi@town.nagawa.nagano.jp
	青木村	住民福祉課	青木村大字田沢111	0268-49-0111 0268-49-3670	hukusi@vill.aoki.nagano.lg.jp

圏域	市町村名	名　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
諏訪	岡谷市	社会福祉課	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811 0266-22-8492	fukusi@city.okaya.lg.jp
	諏訪市	社会福祉課	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141 0266-53-6073	shogai@city.suwa.lg.jp
	茅野市	地域福祉推進課	茅野市2-6-1	0266-72-2101 0266-72-9040	chiikifukushi@city.chino.lg.jp
	下諏訪町	健康福祉課	下諏訪町4613-8	0266-27-1111 0266-28-1070	fukushi@town.shimosuwa.lg.jp
	富士見町	住民福祉課	富士見町落合10777	0266-62-9144 0266-62-5228	juufuku@town.fujimi.lg.jp
	原村	保健福祉課	原村6649-3 (地域福祉センター内)	0266-79-7092 0266-79-7093	fukushi@vill.hara.nagano.jp
上伊那	伊那市	社会福祉課	伊那市下新田3050	0265-78-4111 0265-78-5778	syogai@inacity.jp
	駒ヶ根市	福祉課	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111 0265-83-8590	fukusi@city.komagane.nagano.jp
	辰野町	保健福祉課	辰野町中央１	0266-41-1111 0266-43-3307	hoken@town.tatsuno.nagano.jp
	箕輪町	福祉課	箕輪町大字中箕輪10298	0265-79-3111 (内線121.126) 0265-70-6699	fukushi＠town.minowa.nagano.jp
	飯島町	健康福祉課	飯島町飯島2537	0265-86-3111 0265-86-2225	chi-fuku@town.iijima.lg.jp
	南箕輪村	健康福祉課	南箕輪村4825-1	0265-72-2105 0265-73-9799	fukushi-c@vill.minamiminowa.nagano.jp
	中川村	保健福祉課	中川村大草4045-1	0265-88-3001 0265-88-3890	wel-chiiki@vill.nagano-nakagawa.lg.jp
	宮田村	福祉課	宮田村7027-1	0265-85-4128 0265-85-5701	hoken@vill.miyada.nagano.jp
飯伊	飯田市	福祉課	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 (内線5714) 0265-22-8133	fukushi@city.iida.lg.jp
	松川町	保健福祉課	松川町元大島3823	0265-36-7022 0265-36-5091	hohuku@matsukawa-town.jp
	高森町	健康福祉課	高森町下市田21831-1	0265-35-9412 0265-35-6854	hukushi@town.nagano-takamori.lg.jp
	阿南町	民生課	阿南町東條58-1	0260-22-4051 0260-22-2576	minsei@town.anan.nagano.jp

圏域	市町村名	名　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
飯伊	阿智村	民生課	阿智村駒場483	0265-43-2220 0265-43-3940	jyumin@vill.achi.nagano.jp
	平谷村	住民課	平谷村354	0265-48-2211 0265-48-2212	juumin@vill.hiraya.nagano.jp
	根羽村	住民課	根羽村1762	0265-49-2111 0265-49-2277	juumin4102@nebamura
	下條村	福祉課	下條村陽皐１	0260-27-1231 0260-27-1228	sjFukusi@vill-shimojo.jp
	売木村	住民課	売木村968-1	0260-28-2311 0260-28-2135	jumin@urugi.jp
	天龍村	住民課	天龍村平岡878	0260-32-2001 0260-32-2525	jumin@vill-tenryu.jp
	泰阜村	福祉課	泰阜村3236-1	0260-26-2111 0260-26-2553	jumin@vill.yasuoka.nagano.jp
	喬木村	保健福祉課	喬木村6664	0265-33-5123 0265-33-3679	fukushi01@vill.takagi.nagano.jp
	豊丘村	健康福祉課	豊丘村神稲3120	0265-35-9060 0265-35-9065	fukushi@vill.nagano-toyooka.lg.jp
	大鹿村	保健福祉課	大鹿村大字大河原354	0265-39-2001 0265-39-2788	hofuku@vill.ooshika.lg.jp
木曽	上松町	住民福祉課	上松町小川1658-1	0264-52-5550 0264-52-2453	fukusi@town.agematsu.nagano.jp
	南木曽町	住民課	南木曽町読書3668-1	0264-57-2001 0264-57-2270	fukusi@town.nagiso.nagano.jp
	木曽町	保健福祉課	木曽町福島5764-5	0264-22-4035 0264-24-2789	fukusi@town-kiso.net
	木祖村	住民福祉課	木祖村大字薮原1191-1	0264-36-2001 0264-36-3344	fukushi@vill.kiso.lg.jp
	王滝村	福祉健康課	王滝村2830-1	0264-48-3155 0264-48-2275	fukushi@vill.otaki.nagano.jp
	大桑村	福祉健康課	大字長野2775-6	0264-55-3080 0264-55-4070	fukusi@vill.okuwa.lg.jp
松本	松本市	障害福祉課	松本市丸の内3-7	0263-34-3212 0263-36-9119	s-fukusi@city.matsumoto.nagano.jp
	塩尻市	福祉課	塩尻市大門7-3-3	0263-52-0280 0263-52-7732	shogaifukushi@city.shiojiri.lg.jp

圏域	市町村名	名　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
松本	安曇野市	福祉課	安曇野市豊科6000	0263-71-2251 0263-71-2328	sha-shougai@city.azumino.nagano.jp
	麻績村	住民課	麻績村麻3837	0263-67-3001 0263-67-3094	omijumin@vill.omi.nagano.jp
	生坂村	健康福祉課	生坂村6043-1	0263-69-3500 0263-69-3505	kenkokanri@vill.ikusaka.nagano.jp
	山形村	保健福祉課	山形村4520-1	0263-97-2100 0263-97-2101	fukushi@vill.yamagata.nagano.jp
	朝日村	住民福祉課	朝日村大字小野沢296-5	0263-99-2001 0263-99-2745	j-fukushi@vill.asahi.nagano.jp
	筑北村	住民福祉課	筑北村西条4195	0263-66-2111 0263-66-3370	fukshi@vill.chikuhoku.lg.jp
大北	大町市	福祉課	大町市大町3887 (大町市役所内)	0261-22-0420 0261-22-4700	hukushi@city.omachi.nagano.jp
	池田町	福祉課	池田町大字池田2005-1	0261-61-5000 0261-62-9441	fukushikakari@town.ikeda.nagano.jp
	松川村	福祉課	松川村64-1 (松川村保健センター内)	0261-62-3290 0261-62-1030	zaitakufukushi@vill.matsukawa.nagano.jp
	白馬村	健康福祉課	白馬村大字北城7025	0261-85-0317 0261-72-7001	hukushi@vill.hakuba.lg.jp
	小谷村	住民福祉課	小谷村大字中小谷丙131	0261-82-2582 0261-82-2232	hukushi@vill.otari.nagano.jp
長野	長野市	障害福祉課	長野市大字鶴賀緑町1613	026-224-5030 障害者差別解消サポートセンター 026-285-2210 026-224-5093	shougai@city.nagano.lg.jp
	須坂市	福祉課	須坂市大字須坂1528-1	026-248-9003 026-248-7208	s-fukushi@city.suzaka.nagano.jp
	千曲市	福祉課	千曲市大字戸倉2388	026-273-1111 026-275-0238	shogai@city.chikuma.nagano.jp
	坂城町	福祉健康課	坂城町大字坂城10050	0268-82-3111 0268-82-3702	hukusi@town.sakaki.nagano.jp
	小布施町	健康福祉課	小布施町大字小布施1491-2	026-247-3111 026-247-3113	fukushi@town.obuse.nagano.jp
	高山村	村民生活課	高山村大字牧130-1	026-242-1201 026-242-1205	sonmin@vill.takayama.nagano.jp
	信濃町	住民福祉課	信濃町大字柏原428-2	026-255-1179 026-255-6207	fukusi@town.shinanomachi.nagano.jp

圏域	市町村名	名　称	所　在　地	電　話 ＦＡＸ	メールアドレス
長野	飯綱町	保健福祉課	飯綱町大字牟礼2795-1	026-253-4764 026-253-6887	fukushi@town.iizuna.nagano.jp
	小川村	住民福祉課	小川村大字高府8800-8	026-269-2323 026-269-3578	fukushi@vill.ogawa.nagano.jp
北信	中野市	福祉課	中野市三好町1-3-19	0269-22-2111 0269-22-3879	shogai-f@city.nakano.nagano.jp
	飯山市	保健福祉課	飯山市大字飯山1110-1	0269-62-3111 0269-62-3127	hoken@city.iiyama.nagano.jp
	山ノ内町	健康福祉課	山ノ内町大字平穏3352-1	0269-33-3116 0269-33-1104	kofukushi.@town.yamanouchi.nagano.jp
	木島平村	民生課	木島平村大字往郷973-1	0269-82-3111 0269-82-4121	kenfuku@kijimadaira.jp
	野沢温泉村	民生課	郡野沢温泉村大字豊郷9817	0269-85-3112 0269-85-4760	fukushi@vill.nozawaonsen.nagano.jp
	栄村	健康支援課	栄村大字北信3601-5 (栄村高齢者総合福祉センター内)	0269-87-3020 0269-87-3308	hoken@vill.sakae.nagano.jp
長野県		障がい者支援課	長野市大字南長野字幅下692-2 (障がい者差別解消推進員配置)	026-235-7101 026-234-2369	fuku-shakai＠pref.nagano.lg.jp
保健福祉事務所（県の現地機関）	佐　久	保健福祉事務所 福祉課	佐久市大字跡部65-1 (佐久合同庁舎内)	0267-63-3143 0267-63-3110	sakuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	上　田	保健福祉事務所 福祉課	上田市材木町1-2-6 (上田合同庁舎内)	0268-25-7123 0268-23-1973	uedaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	諏　訪	保健福祉事務所 福祉課	諏訪市上川1-1644-10 (諏訪合同庁舎内)	0266-57-2911 0266-57-2963	suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	上伊那	保健福祉事務所 福祉課	伊那市荒井3497 (伊那合同庁舎内)	0265-76-6811 0265-76-6513	inaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	飯　田	保健福祉事務所 福祉課	飯田市追手町2-678 (飯田合同庁舎内)	0265-53-0412 0265-53-0474	iidaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	木　曽	保健福祉事務所 福祉課	木曽郡木曽町福島2757-1 (木曽合同庁舎内)	0264-25-2219 0264-24-2350	kisoho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	松　本	保健福祉事務所 福祉課	松本市大字島立1020 (松本合同庁舎内)	0263-40-1911 0263-40-1803	matsuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	大　北	保健福祉事務所 福祉課	大町市大町1058-2 (大町合同庁舎内)	0261-23-6508 0261-23-6509	omachiho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	長　野	保健福祉事務所 福祉課	長野市大字中御所岡田98-1	026-225-9057 026-223-7669	nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	北　信	保健福祉事務所 福祉課	飯山市大字静間1340-1	0269-62-3943 0269-63-2934	hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp

20　主な障がい者関係団体

名　　称	職　名	代表者	〒	所在地	電　話
社会福祉法人長野県社会福祉協議会	会　長	腰原愛正	380-0928	長野市若里 7-1-7 社会福祉総合ｾﾝﾀｰ内	026-228-4244
社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会	理事長	飯沼勝浩	380-0928	〃	026-228-0317
長野県手をつなぐ育成会	会　長	中村　彰	380-0928	〃	026-227-6811
長野県肢体不自由児者父母の会連合会	会　長	浅井　茂	380-0928	〃	026-224-2827
特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会	理事長	戸田允文	380-0928	〃	026-225-6400
社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会	理事長	中山吉泰	390-0802	松本市旭 2-11-39	0263-32-5632
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	理事長	井出萬成	381-0008	長野市下駒沢 586	026-295-3612
一般社団法人長野県知的障がい福祉協会	会　長	宮　下　智	380-0928	長野市若里 7-1-7 社会福祉総合ｾﾝﾀｰ内	026-225-0704
長野県身体障害者施設協議会	会　長	佐藤正雄	384-0054	小諸市大字柏木 1328 やまびこ園内	0267-23-9515
長野県中途失聴・難聴者協会	会　長	田澤秀喜	387-0023	千曲市八幡 2596-10 窪田和夫 方	FAX 026-272-4756
長野県信鈴会	会　長	上條和男	399-6461	塩尻市宗賀 1813-2	0263-52-8768
日本筋ジストロフィー協会長野県支部	支部長	牧島千広	386-1102	上田市上田原 1205-8	0268-22-6152
長野県障害者運動推進協議会	代　表	松丸道男	381-0034	長野市高田中村 276-8 県労連会館１階	026-264-5256
長野県手話サークル連絡会議	会　長	尾曽　共春	380-0803	長野市三輪 9-26-1 綿貫 方	電話/FAX 026-241-7484
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会	理事長	三村一郎	381-0008	長野市下駒沢 586	026-295-3661
長野県障害者生活支援事業連絡協議会	代　表	降幡和彦	381-2226	長野市川中島町今井 1387-5 ハーモニー桃の里内	026-285-1900
せいしれん	会　長	中村　美恵子	381-0041	長野市大字徳間 3222 ライフサポートりんどう内	026-239-7077
長野県ピアサポートネットワーク	代　表	大堀　尚美	380-0928	長野市若里 7-1-7 県社会福祉総合センター２階	026-228-3344

しあわせ
信州

【編集・発行】
長野県健康福祉部障がい者支援課
〒380-8570　長野市大字南長野字幅下 692-2
電　話　026-235-7103
ＦＡＸ　026-234-2369
メール　shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
※　この冊子に関しまして御意見・御感想などがありましたら、上記までお寄せください。